

富山県国民保護計画

平成30年8月

富 山 県

目 次

第1編	総論	1
第1章	県の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	県の責務及び県国民保護計画の位置づけ	1
2	県国民保護計画の構成	2
3	県国民保護計画の見直し、変更手続	2
4	市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1	関係機関の事務又は業務の大綱	6
2	関係機関の連絡先	9
第4章	県の地理的、社会的特徴	10
第5章	県国民保護計画が対象とする事態	13
1	武力攻撃事態	13
2	緊急処理事態	16
第6章	被害想定	19
第2編	平素からの備えや予防	20
第1章	組織・体制の整備等	20
第1	県における組織・体制の整備	20
1	県の各室部局における平素の業務	20
2	県職員の参集基準等	20
3	国民の権利利益の救済に係る手続等	22
4	市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等	23
第2	関係機関との連携体制の整備	24
1	基本的考え方	24
2	国の機関との連携	24
3	他の都道府県との連携	25
4	市町村との連携	25
5	指定公共機関等との連携	26
6	自主防災組織等に対する支援	27
第3	通信の確保	28

第4章	情報収集・提供等の体制整備	31
1	基本的考え方	31
2	警報等の通知に必要な準備	32
3	市町村における警報の伝達に必要な準備	32
4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	33
5	市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	34
6	被災情報の収集・報告に必要な準備	34
7	市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	34
第5章	研修及び訓練	35
1	研修	35
2	訓練	35
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	37
1	避難に関する基本的事項	37
2	救援に関する基本的事項	37
3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	38
4	避難・救援のための道路機能の確保	39
5	交通の確保に関する体制等の整備	39
6	避難施設の指定	40
7	市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	41
第3章	生活関連等施設の把握等	42
第1	生活関連等施設の把握等	42
1	生活関連等施設の把握	42
2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	43
3	市町村における平素からの備え	43
第2	県及び市町村が管理する公共施設等における警戒	44
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	45
1	基本的考え方	45
2	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備	45
3	県が管理する施設、設備の整備及び点検等	46
4	市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	46
第5章	国民保護に関する啓発	47
1	国民保護措置に関する啓発	47
2	個人備蓄の啓発	47
3	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	47
4	国民の協力に関する啓発	48
5	市町村における国民保護に関する啓発	48

第3編 武力攻撃事態等への対処	49
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	49
1 緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	49
2 国民保護対策本部に移行する場合の調整	50
3 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	50
第2章 県対策本部の設置等	51
1 県対策本部の設置	51
2 通信の確保	55
第3章 関係機関相互の連携	56
1 国の対策本部との連携	56
2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	56
3 緊急消防援助隊等の応援要請	57
4 自衛隊の部隊等の派遣要請等	57
5 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託	57
6 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	58
7 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	58
8 県の行う応援等	59
9 ボランティア団体等に対する支援等	60
10 民間からの救援物資の受入れ等	60
11 住民への協力要請	60
第4章 警報及び避難の指示等	62
第1 警報の通知及び伝達	62
1 警報の通知等	62
2 市町村長の警報伝達の基準	63
3 緊急通報の発令	64
第2 避難の指示等	66
1 避難措置の指示	66
2 避難の指示	67
3 避難の指示に際しての留意事項	71
4 県による避難住民の誘導の支援等	75
5 避難実施要領	78
6 避難所等における安全確保等	80
第5章 救援	82
1 救援の実施	82
2 関係機関との連携	83
3 救援の実施における留意事項	84
4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	88

5	救援の際の物資の売渡し要請等	89
第6章	安否情報の収集・提供	90
1	安否情報の収集	90
2	総務大臣に対する報告	91
3	安否情報の照会に対する回答	91
4	日本赤十字社に対する協力	92
5	市町村による安否情報の収集及び提供の基準	92
第7章	武力攻撃災害への対処	93
第1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	93
1	武力攻撃災害への対処	93
2	国の対策本部長への措置要請	93
3	対処にあたる職員の安全の確保	93
4	武力攻撃災害の兆候の通報	93
第2	国民生活に関わる重要施設の安全確保	94
1	生活関連等施設の安全確保	94
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	95
3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	96
第3	NBC攻撃による災害及び武力攻撃原子力災害への対処	97
1	NBC攻撃による災害への対処	97
2	武力攻撃原子力災害への対処	99
第4	応急措置等	101
1	退避の指示	101
2	警戒区域の設定	102
3	事前措置	102
4	応急公用負担等	103
5	消防に関する措置等	103
第8章	被災情報の収集及び報告	105
第9章	保健衛生の確保その他の措置	106
1	保健衛生の確保	106
2	廃棄物の処理	107
3	文化財の保護	107
第10章	交通規制	109
第11章	国民生活の安定に関する措置	111
1	生活関連物資等の価格安定	111
2	避難住民等の生活安定等	112
3	生活基盤等の確保	113

第12章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	114
1	国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等	114
2	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	115
3	赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	116
第4編	復旧等	117
第1章	応急の復旧	117
1	基本的考え方	117
2	ライフライン施設の応急の復旧	117
3	輸送路の確保に関する応急の復旧等	118
第2章	武力攻撃災害の復旧	119
1	基本的考え方	119
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	120
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	120
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	120
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	120
4	市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	121
第5編	緊急対処事態への対処	122
1	緊急対処事態	122
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	122

資料編

(注)本文中、※印は、用語集（資料編で掲載）に記載してある語句である。

第1編 総論

第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

県は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、安心安全な県づくりを進める必要がある。このため、以下のとおり、県の責務を明らかにするとともに、県の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ

(1) 県の責務（法第3条、第11条）

県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等[※]において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法[※]」という。）その他の法令、政府の策定する「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針[※]」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画[※]」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置[※]」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 県国民保護計画の位置づけ（法第34条）

県は、その責務にかんがみ、国民保護法第34条の規定に基づき、県国民保護計画を作成する。

(3) 県国民保護計画に定める事項（法第34条）

県国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第34条第2項各号に掲げる事項について定める。

【県国民保護計画に定める事項】

- ①県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- ②県が実施する国民の保護のための措置に関する事項
- ③国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④市町村の国民の保護に関する計画及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- ⑤国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- ⑥国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑦その他、県の区域に係る国民の保護のための措置に関し知事が必要と認める事項

2 県国民保護計画の構成

県国民保護計画[※]は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等[※]への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態[※]への対処
- 資料編

3 県国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 県国民保護計画の見直し（法第34条）

政府の策定する基本指針[※]は、政府における国民保護措置[※]についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。県国民保護計画についても、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しにあたっては、県国民保護協議会[※]の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 県国民保護計画の変更手続（法第34条、第37条）

県国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法[※]第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、内閣総理大臣への協議は不要である。

資料編（11. 富山県国民保護協議会に関する資料）

4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画（法第35条、第36条）

市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関[※]の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画[※]」という。）については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成にあたっては、基本指針も踏まえるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重（法第5条）

県は、国民保護措置[※]の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済（法第6条）

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供（法第8条）

県は、武力攻撃事態等[※]においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保（法第3条）

県は、国、市町村並びに指定公共機関[※]及び指定地方公共機関[※]と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力（法第4条）

県は、国民保護法[※]の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織[※]等の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮（法第7条）

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置（警報、避難の指示及び緊急通報[※]の放送）については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法第9条）

県は、国民保護措置※の実施にあたっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法※の的確な実施を確保する。

なお、日本に居住又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害※から保護すべきことに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第22条）

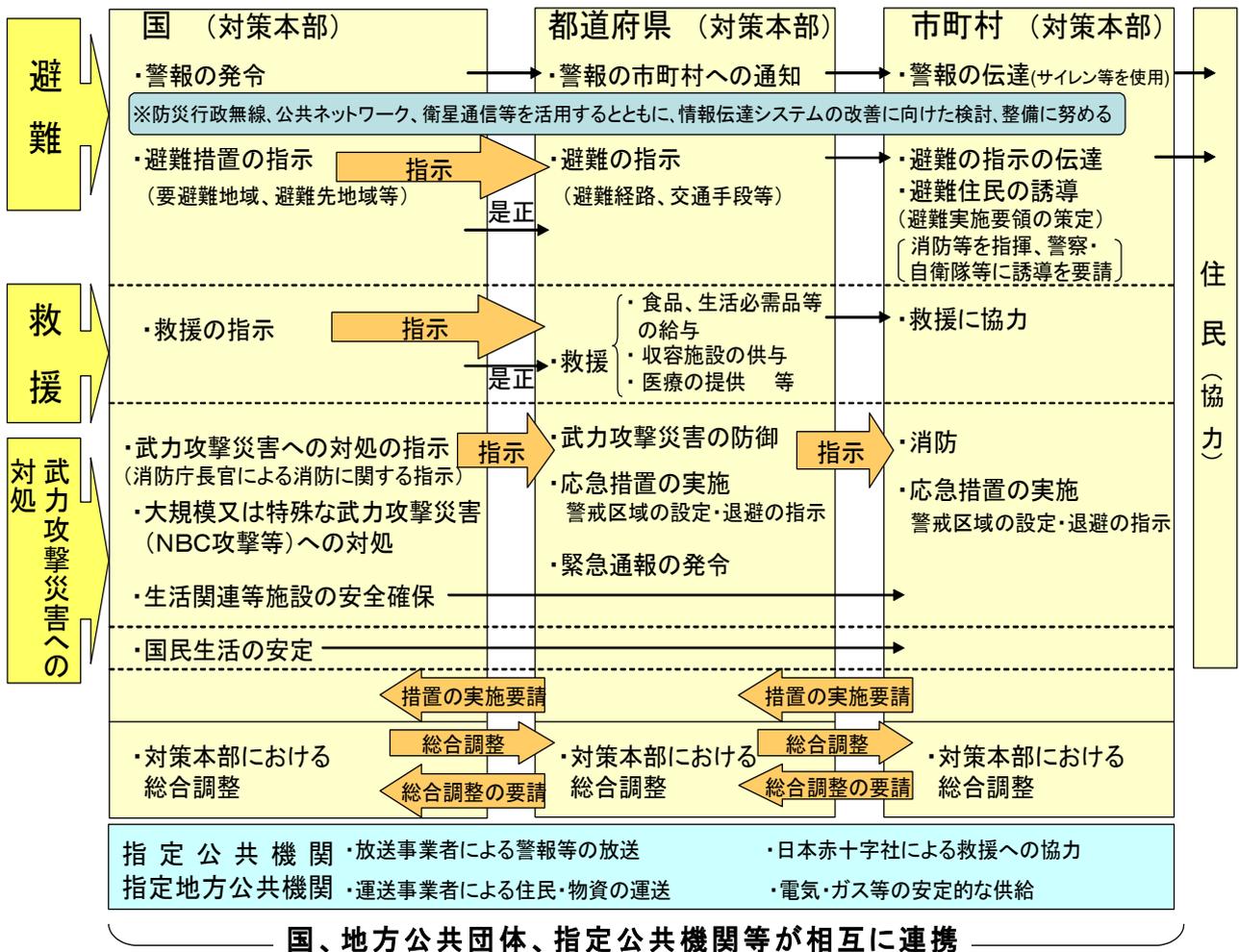
県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置の実施にあたり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

【国、都道府県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組み】



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置[※]について、県、市町村、指定地方行政機関[※]並びに指定公共機関[※]及び指定地方公共機関[※]は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【県】（法第11条～第15条）

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画[※]の作成 2 国民保護協議会[※]の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態[※]対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等[※]の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害[※]の防除及び軽減、緊急通報[※]の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

県の各室部局の事務分担は、資料編（1-1「県各室部局の事務分担」）で掲載する。

【市町村】（法第11条～第15条）

機関の名称	事務又は業務の大綱
市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領[※]の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】 (法第10条)

機関の名称	事務又は業務の大綱
中部管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置[*]及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
北陸総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
北陸財務局 (富山財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の手配
東海北陸厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
富山労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
北陸農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
中部森林管理局 (富山森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中部経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
北陸地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
北陸信越運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 (小松空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
航空交通管制部	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台 (富山地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供

第九管区海上保安本部 (伏木海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設[※]の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害[※]への対処に関する措置
中部地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の武力攻撃災害に対する防護性の向上等に係る技術的な助言 2 都道府県対策本部への職員の派遣 3 所管財産（防衛省行政財産）の使用等に関する連絡調整

【自衛隊】（法第15条、第20条）

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	1 武力攻撃事態等 [※] における侵害の排除
海上自衛隊	2 武力攻撃事態等における国民保護措置 [※] の実施及び関係機関が実施する
航空自衛隊	国民保護措置の支援等

【指定公共機関】（法第21条）

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報 [※] の内容の放送
運送事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の運送及び緊急物資[※]の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設[※]における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
道路の管理者	1 道路の管理
日本赤十字社	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援への協力 2 外国人に関する安否情報の県及び市町村等からの収集、整理並びに回答
日本銀行	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

事業者名は、資料編（1-2「指定公共機関、指定地方公共機関の事業者」）で掲載する。

【指定地方公共機関】（法第21条）

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資 [※] の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路の管理者	1 河川管理施設、道路の管理

事業者名は、資料編（1-2「指定公共機関、指定地方公共機関の事業者」）で掲載する。

2 関係機関の連絡先

指定行政機関[※]等、国の関係出先機関（指定地方行政機関[※]・自衛隊等）、関係指定公共機関[※]、指定地方公共機関[※]、県の出先機関、市町村、消防機関、その他関係機関の連絡先は、資料編（13-1「関係機関の連絡先一覧」）で掲載する。

第4章 県の地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施にあたり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について次のとおり整理する。

(1) 地形

富山県の面積は4,247 km²で、東西に約90 km、南北に約76 kmにおよぶ。海岸延長は147.2 kmであるが、砂浜の割合は、26 km (17.7%)と少ない。

東京・大阪・名古屋の三大都市圏とほぼ等距離の、本州中央部の日本海側に位置し、東南西の三方を山に囲まれている。また環日本海（ロシア、韓国、北朝鮮、中国）のほぼ中心に位置している。

県の東側は海拔高度2,000～3,000mの飛騨山脈（北アルプス）で新潟県及び長野県と、南側は1,200～1,700mの飛騨高地で岐阜県と、西側は1,000～1,800mの両白山地及び300～500mの西部丘陵で石川県とそれぞれ隣接している。また、北側は水深約1,000mの富山湾に面している。

富山県は地殻の褶曲で最も激しく隆起・沈降した斜面に位置し、険しい山岳地帯が存在する。一方、山岳地帯の侵食により形成された、平坦な平野が広がっている。

県全体では、このような急峻な山岳地帯と平坦な平野が多くを占め、中間的な傾斜地の面積は少ない。

また、黒部川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川の5大河川をはじめ多くの河川が流れており、国県道にかかる橋りょうだけでも約3,000にのぼる。

資料編（2-1「県の地図」）

(2) 気候

日本海を対馬暖流が流れており、富山市の12～2月の平均気温は3.7℃（同緯度の宇都宮は3.5℃）と、緯度の割には温暖である。冬期には雪が降り、年間50日は降雪がある。また、梅雨があり、夏には暑い日が続く、四季の変化がはっきりしている。

風向は、春～夏は南西もしくは北北東、秋～冬は南西の風が中心である。春から秋には、乾燥した強い南風が山脈を越えて日本海側に吹き下ろすフェーン現象が見られ、気温が上昇し、火災の危険が大きくなる。

資料編（2-2「県内風配図」、2-3「月別降雪量」、2-4「月別最深積雪」）

(3) 人口分布

県の総人口は、平成30年7月1日現在で約1,051千人で、そのうち、富山市が約417千人、高岡市が約169千人であり、全市町村中この2市で、総人口の5割以上を占めている。このように、この2市において人口の集中がみられるものの、本県では、県民は分散して居住しており、概ね、JR等の駅毎に中小規模の都市が形成されている。国勢調査の人口集中地区（D I D）についてみても、本県の場合、総人口あたりのD I Dの数が多く、かつ個々のD I Dの規模は小さくなっており、人口が分散して居住していることを示している。

また、65歳以上の人口比率は全国平均を上回り、高齢化が進んでいる。

資料編（2-5「県内の人口分布」、2-6「人口集中地区」）

(4) 道路の位置等

県の主要幹線道路網は、東西に横断している北陸自動車道と国道8号を軸に、南北に縦断する東海北陸自動車道、国道41号、156号、160号、470号の7路線で構成されている。

道路整備率は、全国一（平成28年度において、74.5%で全国第1位となっているが、市街地では交通渋滞が発生しており、山間地等では災害に弱い区間や冬期間通行不能区間がある。

なお、本県の1世帯あたりの乗用車保有台数は、全国第2位（平成28年度において、1.70台）となっており、自動車移動に欠かせない手段となっている。

資料編（2-7「県内の道路網のリスト」、2-8「道路整備状況」）

(5) 鉄軌道、空港、港湾の位置等

鉄軌道は、北陸新幹線をはじめ、あいの風とやま鉄道線、JR城端線・氷見線・高山本線、富山地方鉄道線、富山市内軌道、富山ライトレール、万葉線が運行され、鉄軌道ネットワークを形成している。

この他、山岳地域において、黒部峡谷鉄道、立山黒部貫光が鉄道、ケーブルカー等を運行している。

空港は、県が設置管理する第3種空港である富山空港があり、2,000mの滑走路を持つ。富山市の中心部からのアクセスが非常によく利便性が高い。

港湾は、特定重要港湾伏木富山港と地方港湾魚津港がある。特に、伏木富山港の新湊地区には-14m岸壁が2箇所あり、50,000tクラスの船舶が寄港可能となっている。

資料編（2-9「鉄道施設の現況」、2-10「空港施設の現況」、2-11「港湾施設の現況」、2-12「漁港の現況」）

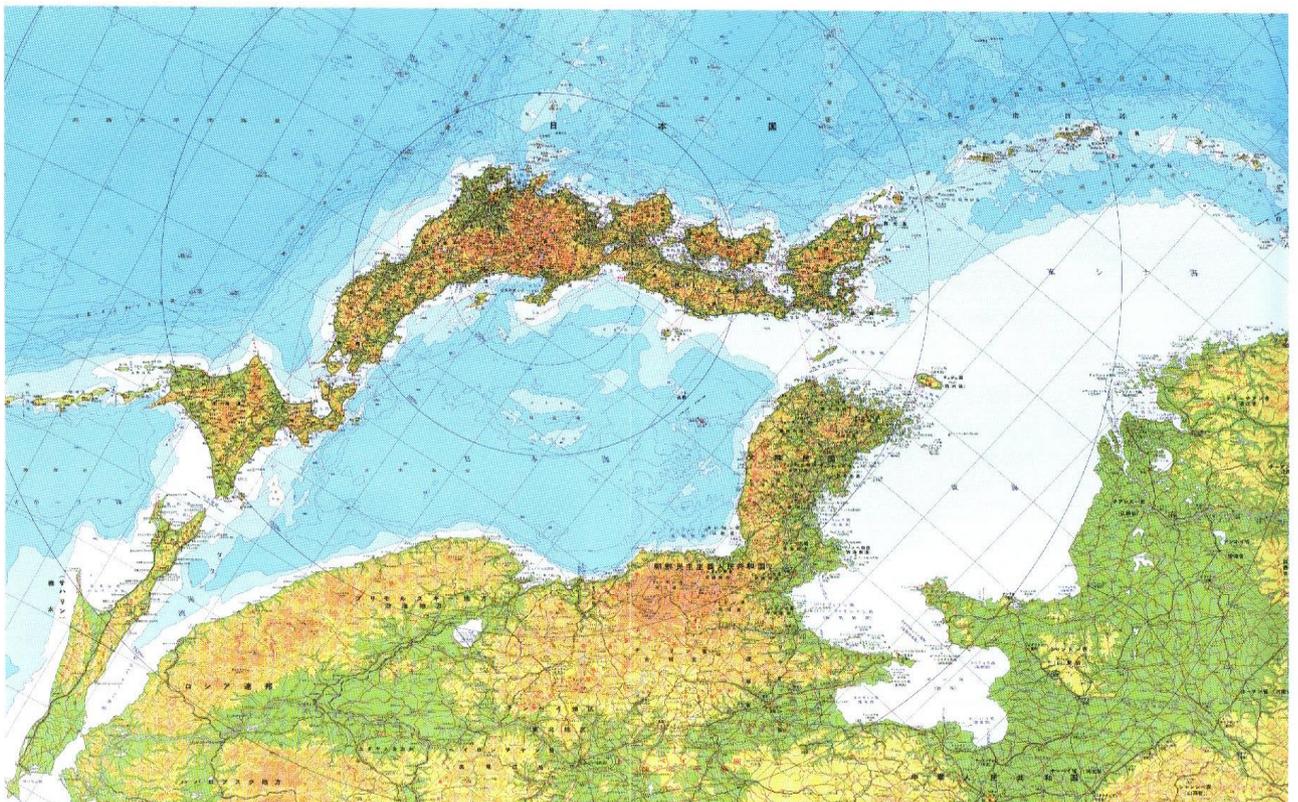
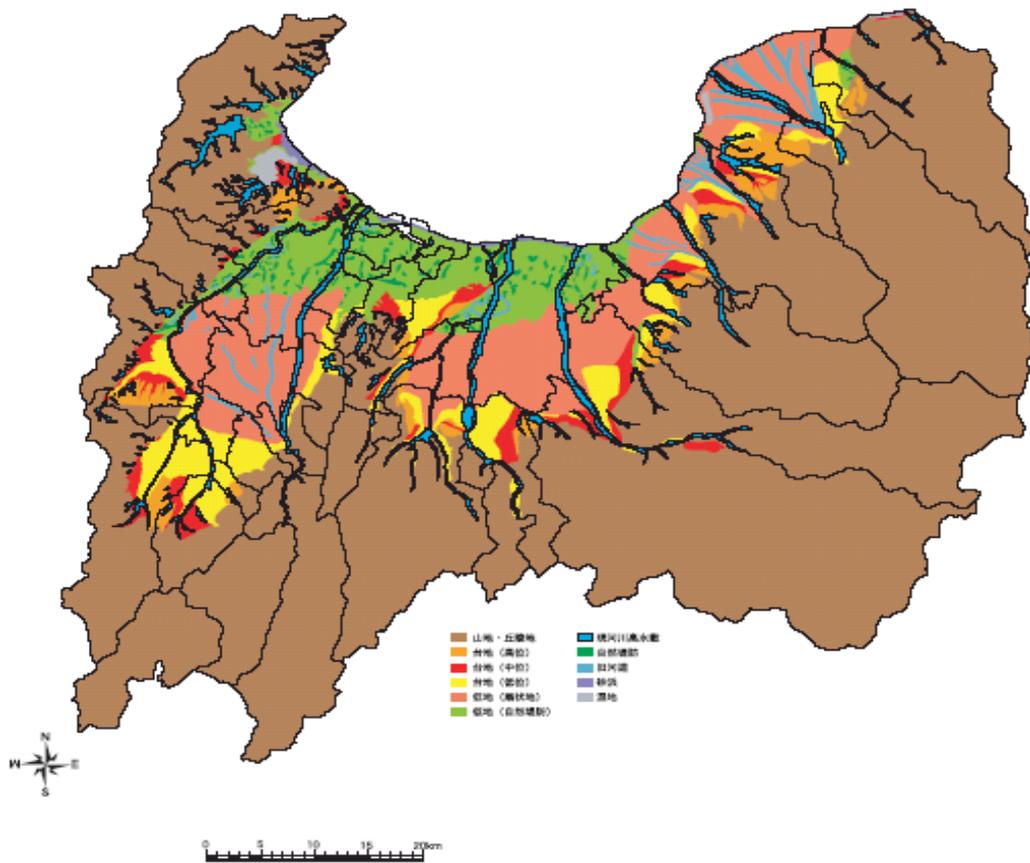
(6) 自衛隊施設

自衛隊施設は、砺波市に陸上自衛隊の富山駐屯地がある。

(7) 石油コンビナート等、ダム

石油コンビナート等特別防災区域は、臨海部には3箇所（富山、新湊、伏木地区）、内陸部には1箇所（婦中地区（富山市））ある。ダムは、54箇所あり、有峰ダム、黒部ダムは、全国的にも貯水量の多いダムである。

資料編（2-13「石油コンビナートの現況」、2-14「ダムの現況」）



この地図は、富山県が平成6年に建設省（現国土交通省）国土地理院長の承認を得て作成したものである。（平6総使第76号）

（場）

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画においては、基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

武力攻撃事態[※]とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃[※]が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、基本指針[※]においては以下の4類型が示されている。

類 型	想 定
着上陸 侵攻 [※]	<p>特 徴</p> <p>① 一般的に国民保護措置[※]を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態[※]において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>② 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</p> <p>③ この攻撃に先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。</p> <p>④ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>留意点</p> <p>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害[※]が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</p>
ゲリラ [※] や 特殊部隊 [※] による攻撃	<p>特 徴</p> <p>① 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、鉄道、橋りょう、ダム、石油コンビナート施設などに対する注意が必要となる。</p> <p>② 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えばダムや石油コンビナートが攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（爆薬と放射</p>

	<p>性物質を組み合わせたもので、以下「ダーティボム[※]」という。)が使用される場合がある。</p> <p>留意点</p> <p>ゲリラ[※]や特殊部隊[※]の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村(消防機関を含む)と都道府県、都道府県警察は、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃[※]の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、都道府県知事の緊急通報[※]の発令、市町村長又は都道府県知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>
<p>弾道ミサイル攻撃[※]</p>	<p>特 徴</p> <p>① 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>② 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>留意点</p> <p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。また、NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、窓等の目張りをするなどの対応が必要となる場合がある。</p>
<p>航空攻撃[※]</p>	<p>特 徴</p> <p>① 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>② 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>③ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>④ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>留意点</p> <p>攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設[※]に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害[※]の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>

【NBC攻撃※の場合の対応】

武力攻撃事態※においては、NBC兵器を使った攻撃も考えられる。

兵器	想定
N (核兵器)	<p data-bbox="395 360 544 398">被害の概要</p> <ul data-bbox="403 409 1471 1093" style="list-style-type: none"> ・当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらし、その後は、中性子誘導放射能（初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線）によって、爆心地周辺において被害をもたらす。放射性降下物（爆発時に生じた放射能をもった灰）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。 ・放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。 ・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ・ダーティボム※は、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。 ・核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するための必要な措置を講じる必要がある。 <p data-bbox="395 1104 485 1142">留意点</p> <ul data-bbox="403 1153 1471 1413" style="list-style-type: none"> ・避難は、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤※の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 ・汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要となる。
B (生物兵器)	<p data-bbox="395 1453 544 1491">被害の概要</p> <ul data-bbox="403 1503 1471 1816" style="list-style-type: none"> ・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ・生物剤による被害は使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 <p data-bbox="395 1850 485 1888">留意点</p> <ul data-bbox="403 1899 1471 2022" style="list-style-type: none"> ・厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要となる。

<p>C (化学兵器)</p>	<p>被害の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 <p>留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染[※]し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要となる。 ・化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。
---------------------	--

2 緊急処理事態

緊急処理事態[※]とは、武力攻撃[※]の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいい、基本指針[※]においては以下の事態例が示されている。

1 攻撃対象施設等による分類

分類	想定
<p>危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</p>	<p>事態の例</p> <p>石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム の破壊、原子力事業所等の破壊</p> <p>被害の概要</p> <p>① 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 <p>② 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 <p>③ ダムが破壊された場合の主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。 <p>④ 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

<p>多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</p>	<p>事態の例 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破</p> <p>被害の概要 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</p>
---	--

2 攻撃手段による分類

分類	想定
<p>多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</p>	<p>事態の例 ダーティボム[※]等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入</p> <p>被害の概要</p> <p>① ダーティボム等の爆発による放射能の拡散の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆弾の破片及び飛び散った物体による被害、熱及び炎による被害等 ・放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ・小型爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。 <p>② 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発症するまでの潜伏期間に感染者の移動により、散布が判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ・ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 <p>③ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。 ・経口だけでなく皮膚からも吸収され、神経に障害を起こす。殺傷能力が非常に強い。 <p>④ 水源地への毒素等の混入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の摂取による人的被害、農作物等への被害

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<table border="1"><tr><td data-bbox="395 215 512 248">事態の例</td><td data-bbox="421 259 1337 293">航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来</td></tr><tr><td data-bbox="395 331 539 365">被害の概要</td><td data-bbox="421 376 1469 600"><ul style="list-style-type: none">・ 主な被害は、施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。・ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。・ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</td></tr></table>	事態の例	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来	被害の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 主な被害は、施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。・ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。・ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
事態の例	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来				
被害の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 主な被害は、施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。・ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。・ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。				

第6章 被害想定

国が示す武力攻撃事態及び緊急処理事態を踏まえて、本県の地理的、社会的、経済的な特性等を考慮し、石油コンビナート等破壊のケースにおける被害を想定する。

ケース	被害想定
石油コンビナート等破壊	<p data-bbox="395 584 485 622">概要</p> <p data-bbox="395 629 1471 712">本県の石油コンビナート等が、ゲリラ[※]や特殊部隊[※]等により破壊された場合をシミュレーションし被害を想定する。</p> <p data-bbox="395 748 544 786">被害の特徴</p> <ul data-bbox="432 792 1471 1205" style="list-style-type: none"> ・危険物タンクの全面火災、漏洩した可燃性ガスの引火によるフラッシュ火災[※]、毒性ガスの漏洩などが考えられる。 ・破壊されたタンク内の物質、貯蔵量や風向、風速等により被害の内容及び範囲が大きく異なる。 ・危険物タンクの全面火災の場合は、放射熱が発生するが、限られた範囲での被害となる。一方、可燃性ガスの引火による爆発の場合は、相当規模の火災に拡大するおそれがある。 ・毒性ガスタンクの漏洩については、物質によってわずかな漏洩であっても拡散によってかなり広範囲に被害をもたらすおそれがある。 <p data-bbox="395 1240 485 1279">留意点</p> <ul data-bbox="432 1285 1437 1323" style="list-style-type: none"> ・あらかじめ、地域ごとに避難経路[※]や避難方法等を定めておく必要がある。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 県における組織・体制の整備

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各室部局における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 県の各室部局における平素の業務 (法第41条)

県の各室部局は、国民保護措置[※]を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。

2 県職員の参集基準等 (法第41条)

(1) 職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害[※]が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等[※]に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

県は、武力攻撃[※]等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、職員の当直により、夜間・休日も含め24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 県の体制及び職員の参集基準等

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

県警察においても、警察本部及び警察署の初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①担当課体制	防災・危機管理課職員及び消防課職員は各2～3名程度、関係課職員は必要人数
②危機管理連絡会議体制	防災・危機管理課及び消防課は全員、関係課は非常参集職員
③県緊急事態連絡室体制	原則として、県国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
④県国民保護対策本部体制	全ての県職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定※前	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	県の全部局での対応が必要な場合		②又は③
事態認定後	県国民保護対策本部設置の通知がない場合	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		県の全部局での対応が必要な場合	③
	県国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		④

※どの体制を整えるかの判断は、知事が行うものとする。

(4) 職員への連絡手段の確保等

県は、幹部職員、各部局の要員、防災・危機管理課及び消防課職員に、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行させ、電話・メールによる連絡手段を確保するとともに、必要に応じ、「富山県総合防災情報システム」により関係職員に一斉連絡する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

県は、幹部職員、防災・危機管理課及び消防課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

職員が県庁舎へ登庁困難な場合の対応は、地域防災計画※に準ずる。

なお、県対策本部長、県対策副本部長及び県対策本部員の代替職員については、本部長が別に定めるものとする。

(6) 職員の服務基準

県は、(3)①～④の体制ごとに、参集した職員が行うべき所掌事務を別に定める。

(7) 交代要員の確保等

県は、防災に関する体制を活用しつつ、富山県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ① 交代要員の確保
- ② 食料、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備等の確保 等

3 国民の権利利益の救済に係る手続等 (法第6条)**(1) 国民の権利利益の迅速な救済**

県は、武力攻撃事態等[※]が認定された場合には、国民保護措置[※]の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	厚生企画課 医務課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	厚生企画課
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	厚生企画課
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第3項)	関係各課
	車両等の破損措置に関する事。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)	警察本部
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1・2項)	医務課
損害補償 (法第160条)	住民の避難誘導に必要な援助についての協力要請によるもの (法第70条第1・3項)	防災・危機管理課
	被災者の救援に必要な援助についての協力要請によるもの (法第80条第1項)	厚生企画課
	消火、負傷者の搬送又は被災者の救助などの援助についての協力要請によるもの (法第115条第1項)	防災・危機管理課
	保健衛生の確保の援助についての協力要請によるもの (法第123条第1項)	医務課
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1・2項)	医務課
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		文書学術課
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		文書学術課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、富山県文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害[※]による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

県は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等[※]が継続している場合及び国民保護措置[※]に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等（法第41条）

市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手續等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

指定地方公共機関[※]は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

第2 関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置を実施するにあたり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 関係機関の連絡先等の把握

県は、平素から、関係機関の連絡先担当者等の把握に努める。

(2) 防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等[※]への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(3) 関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、市町村、関係指定公共機関[※]及び指定地方公共機関[※]の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画[※]及び国民保護業務計画[※]との整合性の確保を図る。

(4) 関係機関相互の意思疎通

県は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

2 国の機関との連携

(1) 指定行政機関等との連携（法第3条、第11条）

県は、国民保護措置[※]の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関[※]と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画[※]の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

(2) 防衛省・自衛隊との連携（法第3条、第15条）

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

(3) 指定地方行政機関との連携（法第3条、第11条）

県は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関[※]との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

(1) 広域応援体制の整備（法第12条、第147条）

県は、大規模な武力攻撃災害[※]が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

(2) 相互応援協定の締結等（法第12条、第147条）

県は、県境を越える避難やNBC攻撃[※]による災害への対処などの武力攻撃事態等[※]において、災害時等にかかる相互応援協定に基づき、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制を整備する。

(3) 警察災害派遣隊の充実・強化（法第12条）

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。

(4) 近接する都道府県の間での情報共有（法第12条）

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路[※]、運送手段等に関し、近接する石川県、福井県、新潟県、岐阜県及び長野県との間で緊密な情報の共有を図る。

特に、生物剤による攻撃にあっては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、厚生センター、富山県衛生研究所等の機関は、上記の近接する県との間で緊密な情報の共有を図る。

(5) 他の都道府県に対する事務の委託（法第13条）

県は、隣接県に対し、国民保護措置[※]の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、必要な準備を行う。

4 市町村との連携

(1) 市町村の連絡先の把握等（法第3条）

県は、区域内の市町村との緊密な連携を図る。

なお、市町村の連絡先は、資料編（13-1 関係機関の連絡先一覧）に掲げるとおりであり、同表の情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

この場合において、特に、避難の指示と避難実施要領[※]の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県と市町村との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

(2) 市町村の行うべき事務の代行（法第14条）

県は、武力攻撃災害[※]の発生により市町村が事務を行うことができなくなったときに、市町村長の行うべき国民保護措置[※]の全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、必要に応じ調整を図る。

(3) 市町村国民保護計画の協議（法第35条）

県は、市町村国民保護計画[※]の協議を通じて、県が行う国民保護措置と市町村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市町村間の連携の確保（法第3条）

県は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

(5) 消防機関の応援態勢の整備

県は、区域内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県の区域内の消防機関との調整や応援態勢の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について、把握する。

資料編（3-1「消防体制等の概況」、3-2「消防本部、署所及び消防団の現況」、3-3「救助活動のための機械器具等の保有状況」3-4「NBC対応資機材保有状況」）

(6) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県は、市町村と連携し、住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

5 指定公共機関等との連携**(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等**（法第3条）

県は、区域内の指定公共機関[※]等との緊密な連携を図る。

なお、指定公共機関等の連絡先は、資料編（13-1「関係機関の連絡先一覧」）に掲げるとおりであり、同表の情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画の報告（法第36条第4項）

知事は、指定地方公共機関[※]から報告を受けた国民保護業務計画[※]について、必要な助言を行う。

(3) 関係機関との協定の締結等（法第147条）

県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

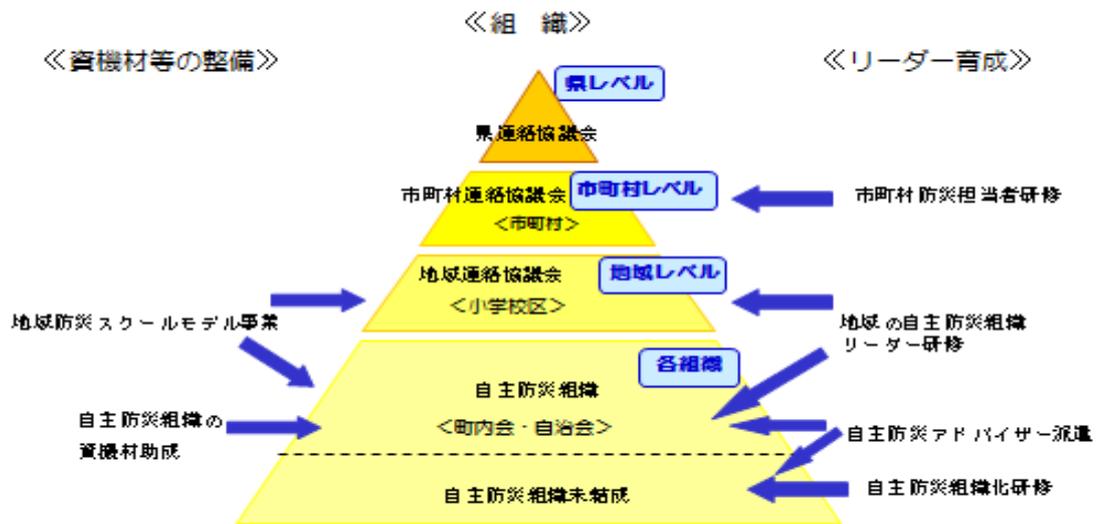
また、県は、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

6 自主防災組織等に対する支援（法第4条）

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織[※]の中核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、小学校区単位、市町村単位及び県単位の連絡協議会を設置するなど、自主防災組織相互間の連携が図られるよう配慮する。また、自主防災組織の資機材の整備に対し支援し、自主防災組織が自発的に行う訓練を促進する。

資料編（3-5「自主防災組織の現況」）

【富山県自主防災組織階層図及び支援策】

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等[※]においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

資料編（3-6「婦人防火クラブの現況」）

第3 通信の確保

県は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

県は、国民保護措置[※]の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進するものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係県、関係省庁及び電気通信事業者等で構成された北陸地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

資料編（4-1「北陸地方非常通信協議会名簿」、4-2「富山県防災行政無線整備状況」）

(2) 非常通信体制の確保にあたっての留意事項

県は、武力攻撃災害[※]発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルート複数化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保にあたっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面

- ①非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の充実に努める。
- ②武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の複数ルート化、衛星携帯電話[※]の整備等）に努める。
- ③市町村防災行政無線[※]の整備を促進するなど、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- ④情報収集・連絡を迅速に行うため、被災現場の状況を消防防災ヘリコプター「とやま」に搭載するカメラにより収集し、県対策本部等に電波で伝送する、ヘリコプターテレビ電送システム[※]の運用体制を整える。
- ⑤武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

運用面

- ①夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制を整備する。
- ②武力攻撃災害*による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施に努める。
- ③通信訓練を行うにあたっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- ④無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等*非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線*、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- ⑤電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。
- ⑥担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制を構築する。
- ⑦国民に情報を提供するにあたっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備に努める。

(3) 県警察における通信の確保

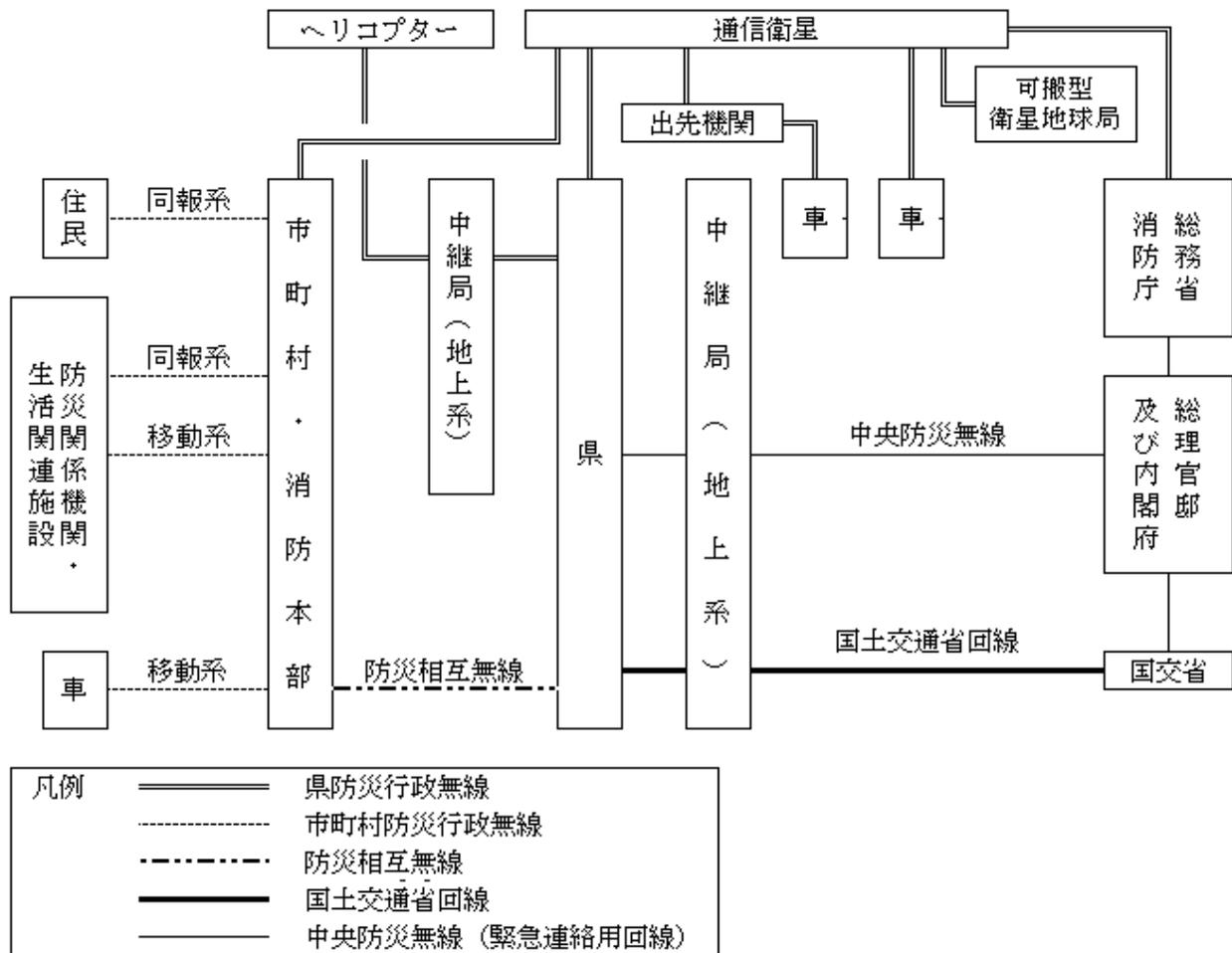
県警察は、中部管区警察局等、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

(4) 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線等の多様な情報伝達手段の整備に努めるものとする。既に防災行政無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化の推進に努めることとし、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

資料編（4-3「市町村防災行政無線施設設置状況」、4-4「同報系の市町村防災行政無線の人口カバー率」）

【無線通信ネットワーク図】



第4 情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

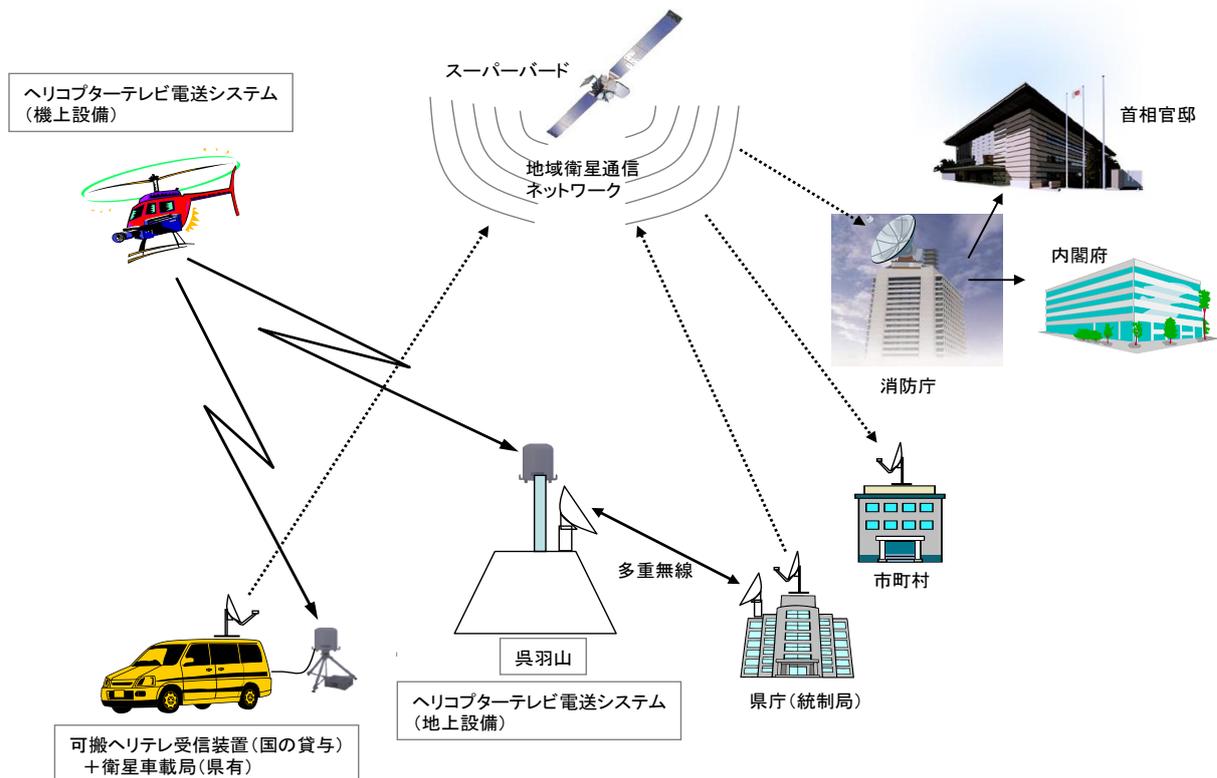
1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備（法第8条）

県は、武力攻撃[※]等の状況、国民保護措置[※]の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

このため、富山県総合防災情報システム[※]やヘリコプターテレビ電送システム[※]等を活用して、迅速な情報収集・連絡を行う。

【富山県消防防災ヘリコプターテレビ電送システム】



(2) 体制の整備にあたっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や武力攻撃災害[※]により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置[※]の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、富山県総合防災情報システム[※]等を活用し、情報セキュリティー等に留意しながら情報の共有に努める。

(4) 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

2 警報等の通知に必要な準備**(1) 警報等の通知先となる関係機関（法第46条）**

国の対策本部長[※]が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関[※]等の関係機関の連絡先、連絡方法等は、資料編（13-1「関係機関の連絡先一覧」）に掲げるとおりである。

(2) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備（法第48条）

県は、消防庁から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、市町村との役割分担も考慮して定める。

資料編（5-1「大規模集客施設・観光施設等の概要」、5-2「大規模小売店舗の概要」）

(3) 市町村に対する支援

県は、市町村が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行い、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。

資料編（5-3「外国人登録者数」）

3 市町村における警報の伝達に必要な準備（法第9条、第47条）

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。なお、伝達にあたっては、「富山県災害時要援護者支援ガイドライン[※]」に基づき、ファクシミリや携帯電話のメール機能を活用する。

また、市町村は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町村国民保護計画[※]に定めておくものとする。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (法第94条)**(1) 安否情報の種類及び報告様式**

県が収集する避難住民及び武力攻撃災害[※]により死亡し又は負傷した住民の安否情報の内容は以下に示す「収集・報告すべき情報」のとおりである。また、県が総務大臣（消防庁）に安否情報を報告する様式は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書である。→様式は資料編（14-1「安否情報報告書様式」）

【収集・報告すべき情報】

- | | |
|---|---|
| 1 | 避難住民（負傷した住民も同様） |
| ① | 氏名 |
| ② | フリガナ |
| ③ | 出生の年月日 |
| ④ | 男女の別 |
| ⑤ | 住所 |
| ⑥ | 国籍（日本国籍を有しない者に限る。） |
| ⑦ | ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） |
| ⑧ | 負傷（疾病）の該当 |
| ⑨ | 負傷又は疾病の状況 |
| ⑩ | 現在の居所 |
| ⑪ | ⑨及び⑩のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 |
| ⑫ | 親族・同居者への回答についての同意の有無 |
| ⑬ | 知人への回答についての同意の有無 |
| ⑭ | 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意の有無 |
| 2 | 死亡した住民
（上記①～⑦に加えて） |
| ⑮ | 死亡の日時、場所及び状況 |
| ⑯ | 遺体が安置されている場所 |
| ⑰ | 親族・同居者・知人以外の者への回答についての同意の有無（回答は、原則配偶者又は直近の直系親族） |

(2) 安否情報収集のための体制整備

県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、市町村の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

(3) 安否情報の収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、諸学校等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設[※]の管理者等に周知するとともに、安否情報省令第2条に定める安否情報報告書様式第3号の周知徹底を図る。

5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (法第94条)**(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備**

市町村は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

6 被災情報の収集・報告に必要な準備**(1) 情報収集・連絡体制の整備** (第126条、第127条)

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備 (法第127条)

県は、市町村に対し、被災情報の報告を所定の様式により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関[※]に対し、収集した被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知する。

→様式は資料編(14-5「被災情報報告書様式」)

7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備 (第126条、第127条)

市町村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5 研修及び訓練

県は、県職員等に対する研修を実施するとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 国の研修機関における研修の活用

県は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、自治大学校や消防大学校等国の研修機関の研修課程やインターネットを通じて学習できる「e-カレッジ」等を有効に活用し、県職員の研修機会の確保に努める。

(2) 県の研修機関における研修の活用

県は、職員研修所、消防学校等において、県職員や消防職員の研修機会を確保する。また、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織[※]リーダーに対して国民保護に関する研修等の実施に努める。

(3) 外部有識者等による研修

県は、県職員等の研修の実施にあたっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的な活用を努める。

2 訓練 (法第42条)

(1) 県における訓練の実施

県は、区域内の市町村や、国、他の都道府県等関係機関と共同するなど、国民保護措置[※]についての訓練を実施し、武力攻撃事態等[※]における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、地域の特性を考慮しつつ具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練
- ② 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ③ 避難訓練及び救援訓練

(3) 訓練にあたっての留意事項

- ① 国民保護措置^{*}と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難や救援等にあたり、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、チェックリストによる客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画^{*}の見直し作業等に反映する。
- ④ 住民や自主防災組織^{*}に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民等の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 県は、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 県警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。

(4) 市町村との連携

市町村は、市町村国民保護計画^{*}に定めるところにより、国民保護措置についての訓練を、それぞれ又は県と共同して実施するよう努めるものとする。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

県は、国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項（法第54条）

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、避難施設[※]のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

【県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- ・ 県の地図
- ・ 区域内の人口分布
- ・ 区域内の道路網のリスト
- ・ 輸送力のリスト
- ・ 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
- ・ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・ 生活関連等施設等のリスト
- ・ 関係機関（国、市町村、民間事業者等）の連絡先一覧、協定 など

→資料編（5．避難に関する資料、6．運送に関する資料）

(2) 避難実施要領のパターン作成に対する支援（法第61条、法第3条）

市町村が避難実施要領[※]のパターンを作成するにあたっては、県は、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ、必要な助言を行う。この場合において、県警察も避難経路[※]の選定等について必要な助言を行う。

2 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備（法第75条）

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の收容施設[※]、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

【県対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- ・ 避難所（長期避難住宅を含む）及び応急仮設住宅として活用できる土地、建物等のリスト
- ・ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・ 関係医療機関のデータベース
- ・ 救護班のデータベース
- ・ 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- ・ 火葬場等のデータベース

→資料編（7．救援に関する資料、8．医療等に関する資料）

(2) 電気通信事業者との協議（法第78条）

県は、避難住民等[※]に対する通信手段の確保にあたって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、あらかじめ電気通信事業者と協議を行う。

(3) 医療の要請方法等（法第85条）

県は、医療関係団体等に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃[※]に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

(4) 市町村との調整（法第76条）

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができることから、市町村が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町村と調整する。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（法第71条、第79条）

県は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関[※]等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資[※]の運送を円滑かつ迅速に実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関[※]が作成する国民保護業務計画[※]の内容の確認や運送事業者や北陸信越運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。

→資料編（6. 運送に関する資料）

(2) 輸送施設に関する情報の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、北陸信越運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。

→資料編（2-7「県内の道路網のリスト」、2-8「道路整備状況」、2-9「鉄道施設の現況」、2-10「空港施設の現況」、2-11「港湾施設の現況」）

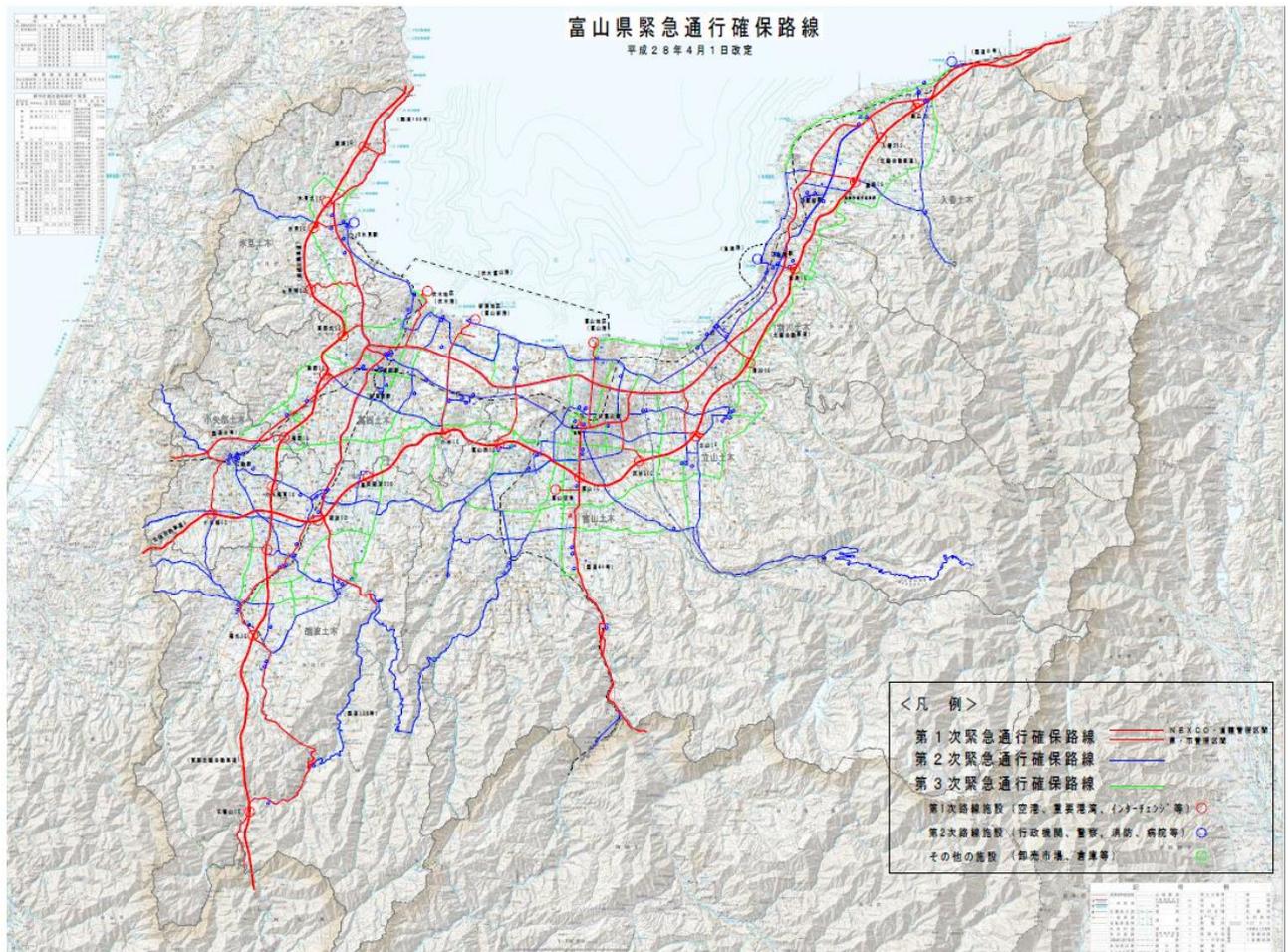
(3) 運送経路の把握等

県は、武力攻撃事態等[※]における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

4 避難・救援のための道路機能の確保

県は、武力攻撃事態等[※]において、円滑かつ確実な避難や救援を実施できるよう、複数の避難・救援ルート事前に把握するとともに、当該道路における落石等の防止、堆雪帯の整備、雪崩等による交通遮断を防止するためのスノーシェッド等の雪崩対策施設等の整備などを計画的に進める。

【緊急通行確保路線図】



5 交通の確保に関する体制等の整備 (法第155条)

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等[※]による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

(2) 交通管理体制の整備

県警察は、武力攻撃事態等[※]における広域交通管理体制の整備を図る。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。

(4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

6 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方（法第148条）

県は、市町村で指定している防災のための避難場所を参考に、市町村と連携しつつ、避難施設[※]の指定を行う。

資料編（5-5「避難施設の概要」）

(2) 避難施設の指定にあたっての留意事項

- ① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街等の地下施設を指定するよう配慮する。
- ③ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 危険物質等[※]の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等[※]の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ⑥ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続（法第148条）

県は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等（法第149条）

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよう周知する。

(5) 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設[※]の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期的に国に報告する。

(6) 市町村及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領[※]の策定及び避難誘導等を支援するため、富山県総合防災情報システム[※]により避難施設データベースの情報を市町村に提供する。

また、住民に対しても、県警察、市町村、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

7 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え**(1) 避難実施要領のパターンの作成**（法第61条）

市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等（以下「避難行動要支援者」という。）の避難方法等について配慮する。

(2) 輸送体制の整備等（法第61条）

市町村は、武力攻撃事態等[※]における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資[※]の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町村内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握する。

(3) 市町村長が実施する救援（法第76条）

市町村は、知事との調整の結果、市町村長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1 生活関連等施設の把握等（法第102条）

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握

県は、県内に所在する生活関連等施設[※]について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、以下に掲げる項目について整理する。

- ① 施設の種類
- ② 名称
- ③ 所在地
- ④ 管理者名
- ⑤ 連絡先
- ⑥ 危険物質等[※]の内容物
- ⑦ 施設の規模

【施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質 [※] （汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会

8号	毒劇物（医薬品医療機器等法）	厚生労働省、農林水産省
9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
11号	毒性物質	経済産業省

資料編（5-6「生活関連等施設の概要」）

(2) 関係機関に対する情報提供

県は、県警察、伏木海上保安部、消防機関等に対し生活関連等施設[※]に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

県は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察、伏木海上保安部、消防機関等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合において、県は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

(3) 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、各種のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等[※]における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

(4) 管理者に対する助言

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

3 市町村における平素からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

第2 県及び市町村が管理する公共施設等における警戒

県及び市町村が管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、以下のとおり、予防対策について定める。

県及び市町村は、その管理に係る公共施設等について、平素から施設の状況の確認、安全確保対策等を行うなど適切に維持管理するとともに、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設^{*}の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図るものとする。

テロ等の発生に備えた警戒等の予防対策としては、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発などのほか、施設の種別等に応じた予防対策を講ずる。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

県が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための備蓄との関係（法第142条、第145条、第146条）

住民の避難や避難住民等[※]の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として国民保護措置[※]のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等[※]において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国との連携（法第144条）

県は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応する。

2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

(1) 防災のための備蓄との関係（法第146条）

県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施にあたり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、地域防災計画[※]で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備する。

資料編（7-1「県、市町村の備蓄物品及び備蓄場所」）

(2) 救援に必要な物資等の確保のための調達体制の整備

県は、救援等のための生活関連物資を確保するため、流通備蓄[※]を推進し、調達先とあらかじめ協定を締結しておく。

(3) 国民保護措置の実施のために特に必要な物資及び資材（法第147条）

NBC攻撃[※]による災害への対応など国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服[※]や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤[※]や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。

(4) 国、市町村その他関係機関との連携（法第147条）

県は、国民保護措置[※]に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、国、市町村その他関係機関と連携する。

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料 など

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤[※]、天然痘ワクチン、化学防護服[※]、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染[※]器具 など

3 県が管理する施設、設備の整備及び点検等**(1) 施設及び設備の整備及び点検**

県は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設、設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

県は、その管理する上下水道、工業用水道、電気のライフライン施設について、自然災害に対する予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害[※]による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

（法第142条、第145条）

市町村及び指定地方公共機関[※]は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発（法第43条）

(1) 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体やテレビ・ラジオ（県の広報番組）、新聞広告（県の広報）などにより、国民保護措置[※]の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど配慮する。

(2) 防災に関する啓発との連携

県は、地域防災力向上のための啓発とも連携し、地域住民にとって身近な消防団及び自主防災組織[※]等の特性も活かしながら、地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 個人備蓄の啓発

県は、災害時に必要不可欠な最低限の飲料水、非常食及び生活必需品について、日頃から個人で備蓄しておくよう、住民への啓発に努める。

3 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発（法第43条、第98条）

(1) 住民が取るべき対処等の啓発

県は、武力攻撃災害[※]の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知に努める。

また、県は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料等を活用し、

全国瞬時警報システム（J－ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動等について平素から周知に努めるものとする。

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等[※]において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

4 国民の協力に関する啓発（法第4条）

県は、住民に対し、住民の避難に関する訓練への参加、避難住民の誘導の援助への協力、避難住民等[※]の救援の援助への協力、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の援助への協力、保健衛生の確保の援助への協力について啓発を行う。

5 市町村における国民保護に関する啓発（法第43条）

市町村は、県が実施する啓発活動に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する各種の啓発活動を行うよう努めるものとし、そのために必要な事項を市町村国民保護計画[※]に定めるものとする。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

県は、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくため、政府による事態認定の前の段階等における県の初動体制について、以下のとおり定める。

1 緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 富山県緊急事態連絡室等の設置

- ① 県は、武力攻撃事態等[※]となり得る可能性のある情報を把握した場合には、担当課体制又は危機管理連絡会議体制をとる。
- ② 知事は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、県としての確かつ迅速に対処するため、富山県緊急事態連絡室（以下「県緊急事態連絡室」という。）を速やかに設置する。県緊急事態連絡室の要員は、県対策本部に準じて構成する。
- ③ 県は、政府による武力攻撃事態等の認定が行われ、他の都道府県に国民保護対策本部の設置の通知があった場合においては、事態の状況に応じて、担当課体制又は県緊急事態連絡室体制をとるものとする。
- ④ 県は、県緊急事態連絡室を設置したときは、直ちに事案の発生について、消防庁を経由（県警察本部長においては、警察庁を経由）して内閣官房に連絡する。
- ⑤ 県緊急事態連絡室は、県警察、消防機関、伏木海上保安部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関[※]、指定地方公共機関[※]等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

(2) 県緊急事態連絡室等における初動措置

- ① 県は、担当課体制又は危機管理連絡会議体制をとったときは、武力攻撃事態等となり得る可能性のある事案にかかる情報収集や関係機関への迅速な情報提供を行う。
- ② 県は、県緊急事態連絡室において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法[※]等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置[※]についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。
- ③ 知事は、政府による事態認定[※]が行われ、県に対し、県対策本部の設置の指定がない場合においては、必要に応じ国民保護法[※]に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、県対策本部の設置の要請等を行う。

(3) 関係機関等への支援要請

知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

2 国民保護対策本部に移行する場合の調整

- (1) 県緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定[※]が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合は、直ちに県対策本部を設置して新たな態勢に移行するとともに、県緊急事態連絡室は廃止する。
- (2) 災害対策基本法[※]は、武力攻撃事態等[※]及び緊急処理事態[※]に対処することを想定した法律ではないことから、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合には、直ちに県対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。
県対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法[※]に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

3 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

- (1) 市町村は、多数の死傷者の発生や建造物の破壊等の事案を把握した場合には、事態認定前の段階等における初動体制を確立し、県に準じた対応をとるものとする。
- (2) 市町村が「市町村緊急事態連絡室（仮称）」等を設置した後、政府において事態認定が行われ、市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村対策本部を設置し、「市町村緊急事態連絡室（仮称）」等は廃止するものとする。
- (3) (2)の場合において、市町村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

第2章 県対策本部の設置等

県対策本部を迅速に設置するため、県対策本部を設置する場合の手順や県対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 県対策本部の設置

(1) 県対策本部を設置する場合の手順

- ① 県対策本部を設置すべき県の指定の通知（法第25条）
知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。
- ② 知事による県対策本部の設置（法第27条）
指定の通知を受けた知事は、直ちに県対策本部を設置する（※事前に県緊急事態連絡室を設置していた場合は、県対策本部に切り替えるものとする（前述））。
- ③ 県対策本部の連絡等
知事は、県対策本部を設置したときは、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡する。
また、県は、直ちに、隣接県、市町村、関係指定公共機関[※]、指定地方公共機関[※]に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。
- ④ 県対策本部員及び県対策本部職員の参集
県対策本部担当者は、県対策本部員、県対策本部職員等に対し、県対策本部に参集するよう連絡する。
- ⑤ 県対策本部の開設
県対策本部担当者は、県庁4階大会議室及び4階大ホールに県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、ファクシミリ、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。
- ⑥ 交代要員等の確保
県は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。
- ⑦ 本部の代替機能の確保
県は、県対策本部が被災した場合等県対策本部を県庁内に設置できない場合は、事態の状況を勘案して、県警本部、総合庁舎、広域的な防災拠点施設等の中から、本部を設置すべき施設を決定する。
また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域[※]を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等 (法第26条)

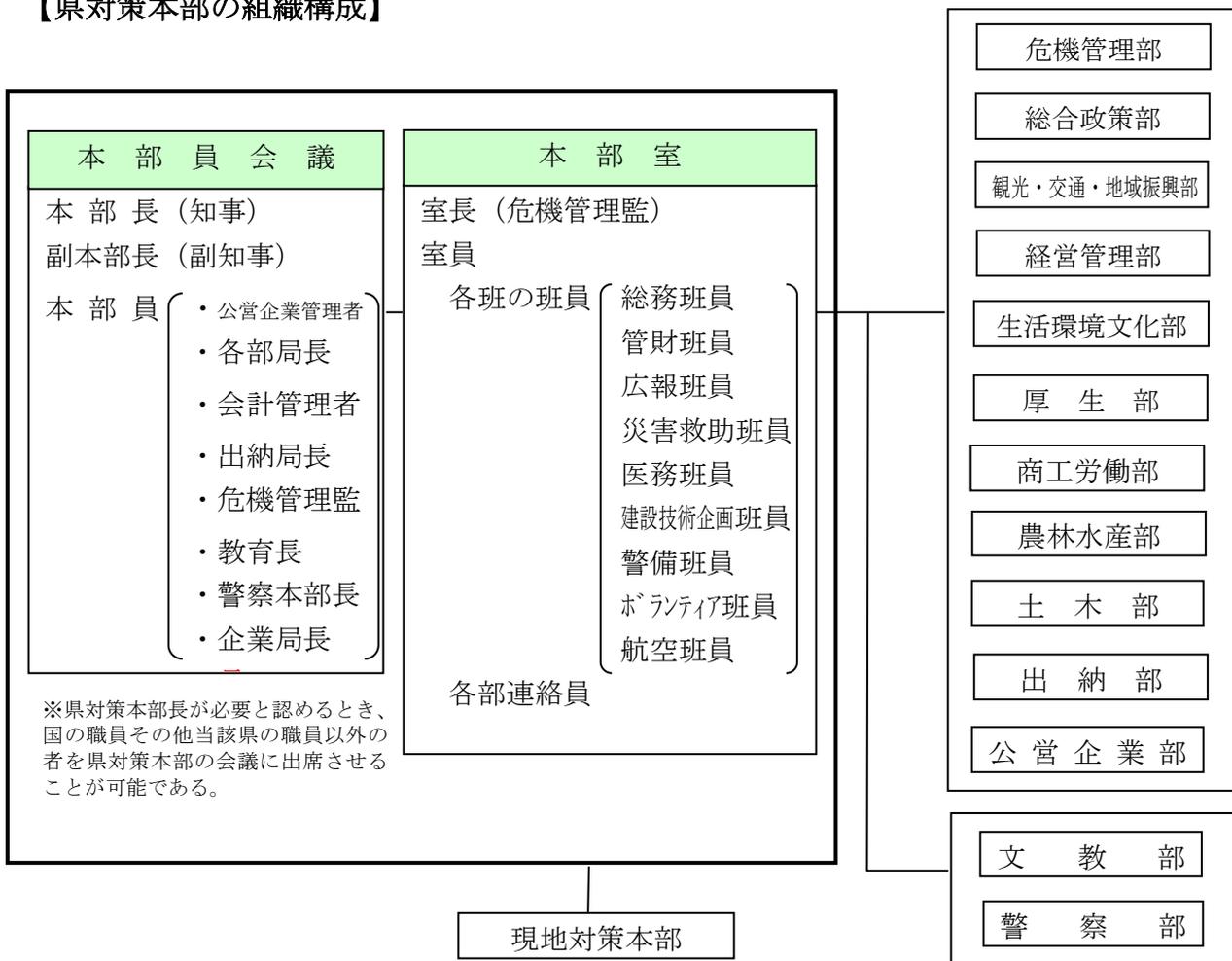
知事は、県が県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置^{*}を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。県内の市町村の長から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

(3) 県対策本部の組織構成 (法第28条)

県対策本部の組織構成は、防災に関する体制に準じ、以下のとおりとする。

資料編 (12. 県国民保護対策本部に関する資料)

【県対策本部の組織構成】



(4) 県対策本部における広報等

県は、武力攻撃事態等^{*}において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、県対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

テレビ・ラジオへの資料提供、広報紙、ケーブルテレビ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ、新聞広報等のほか様々な手段を活用して、住民等に迅速に正確な情報を提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。

イ) 県対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、知事自ら記者会見を行う。

(5) 県現地対策本部の設置 (法第28条)

知事は、武力攻撃事態[※]の状況に応じ必要と認める地域等において、市町村対策本部や指定地方公共機関[※]等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等で、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置する。

県現地対策本部長や県現地対策本部員は、県対策副本部長、県対策本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

知事又は市町村長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関(消防機関、県警察、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

(7) 県対策本部長の権限 (法第29条)

県対策本部長は、その区域における国民保護措置[※]を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施にあたっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 県の区域内の国民保護措置に関する総合調整

県対策本部長は、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定公共機関[※]及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

また、市町村対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行うことができる。

この場合において、県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法[※]の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

② 国の対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、国の対策本部長に対して、指定行政機関[※]及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 職員の派遣の求め

県対策本部長は、国民保護措置[※]の実施に関し、指定行政機関[※]又は指定公共機関[※]と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関[※]の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。また、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求めることができる（自衛隊の連絡員の派遣）。

④ 情報の提供の求め

県対策本部長は、国の対策本部長に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

この場合、県対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

⑤ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

⑥ 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、県の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 県対策本部の廃止（法第30条）

知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止するとともに、隣接県、市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関[※]に通知する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

県は、インターネット、L GWAN[※]（総合行政ネットワーク）、テレビ電話等の固定系通信回線の利用若しくは携帯電話、衛星携帯電話[※]、移動系防災行政無線[※]等の移動系通信回線又は臨時回線の設定等により、市町村の対策本部、避難先地域[※]等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等[※]における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域[※]等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 市町村における通信の確保

市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

第3章 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国の対策本部との連携

(1) 国の対策本部との連携

県は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会への参加

県は、国の現地対策本部長により国の現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合には、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（法第11条）

県は、国民保護措置[※]を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関[※]の長又は指定地方行政機関[※]の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

資料編（13-1「関係機関の連絡先一覧」）

(2) 市町村からの措置要請（第16条）

県は、市町村から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

3 緊急消防援助隊等の応援要請

知事は、大規模、特殊な災害が発生し、県内の消防機関だけでは対応が困難な場合、消防庁長官に対して緊急消防援助隊[※]等の応援を要請する。

4 自衛隊の部隊等の派遣要請等**(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等**（法第15条、第20条、第28条）

① 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。（国民保護等派遣[※]）

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

資料編（13-1「関係機関の連絡先一覧」、14-6「自衛隊の国民保護等派遣要請依頼書」）

ア 武力攻撃災害[※]の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容（※）

エ その他参考となるべき事項

（※）想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおり。

- ① 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ② 避難住民等[※]の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ③ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃[※]による汚染への対処等）
- ④ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

② 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置[※]を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

③ 知事は、国民保護等派遣[※]を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

5 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託**(1) 都道府県間の応援**（法第12条）

① 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。

- ② 県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。ただし、県公安委員会が、警察法第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。
- ③ 応援を求める都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

(2) 事務の一部の委託（法第13条）

- ① 県が、国民保護措置[※]の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
- ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
イ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項
- ② 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。
また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに議会に報告する。

6 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請（法第21条）

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関[※]又は指定地方公共機関[※]に対し、当該機関の業務計画で定めるところにより実施される、その業務に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

7 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請（法第151条～第153条）

- (1) 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関[※]の長若しくは指定地方行政機関[※]の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 県は、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

- (3) 県は、市町村から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。
- (4) 県の委員会及び委員[※]は、(1)の職員の派遣を要請し、又はあつせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。
- (5) 県は、市町村から職員の派遣についてのあつせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あつせんを行う。

8 県の行う応援等

(1) 他の都道府県に対して行う応援等（法第12条、第13条）

- ① 県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置[※]と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

(2) 市町村に対して行う応援等（法第14条、第18条）

- ① 県は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 知事は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。ただし、当該市町村が実施することができるようになったと認めるときは、すみやかに事務を当該市町村長に引き継ぐ。
- ③ 知事は、市町村長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法第21条）

県は、指定公共機関[※]又は指定地方公共機関[※]の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

9 ボランティア団体等に対する支援等 (法第4条)**(1) 自主防災組織に対する支援**

県は、自主防災組織[※]による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、市町村を通じて適切な情報の提供を図るほか、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等[※]におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等[※]の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域[※]におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

10 民間からの救援物資の受入れ等

県は、富山県総合防災情報システム[※]や派遣した職員を通じて被災地及び避難先地域が受入れを希望する物資を把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。また、国民、企業等からの救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等に必要な体制を整備する。

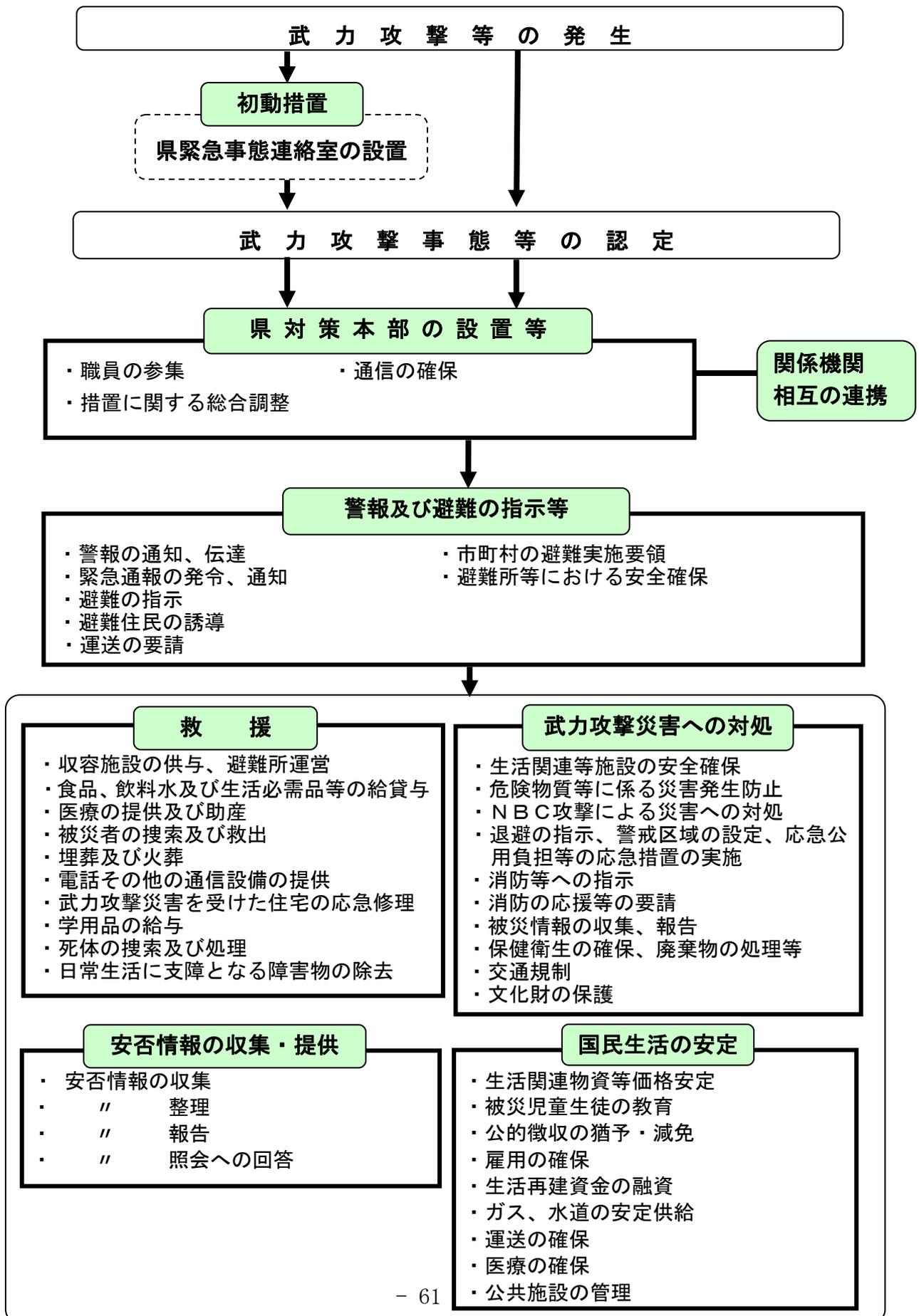
県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

11 住民への協力要請 (法第4条、第70条、第80条、第115条、第123条)

県は、国民保護法[※]の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。ただし、これらの協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならない。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等[※]の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害[※]への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

【対処の仕組み】



第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

県は、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の通知等

(1) 警報の通知（法第46条）

- ① 知事は、国の対策本部長^{*}が発令した警報が総務大臣（消防庁）から通知された場合には、直ちに、その内容を市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関^{*}、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。

【警報に定める事項】

- ・武力攻撃事態等の現状及び予測
- ・武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ・その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

（注）「武力攻撃が迫り、又は現に発生したと認められる地域」は定められない場合がある。

- ② 知事は、「武力攻撃^{*}が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。
- ③ 知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関^{*}に対し、迅速に警報の内容を通知する。
放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画^{*}で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。
- ④ 県は、富山県ケーブルテレビ協議会、コミュニティFM等と協定を締結し、警報を連絡するものとする。

(2) 警報の伝達等（法第47条、48条、第8条）

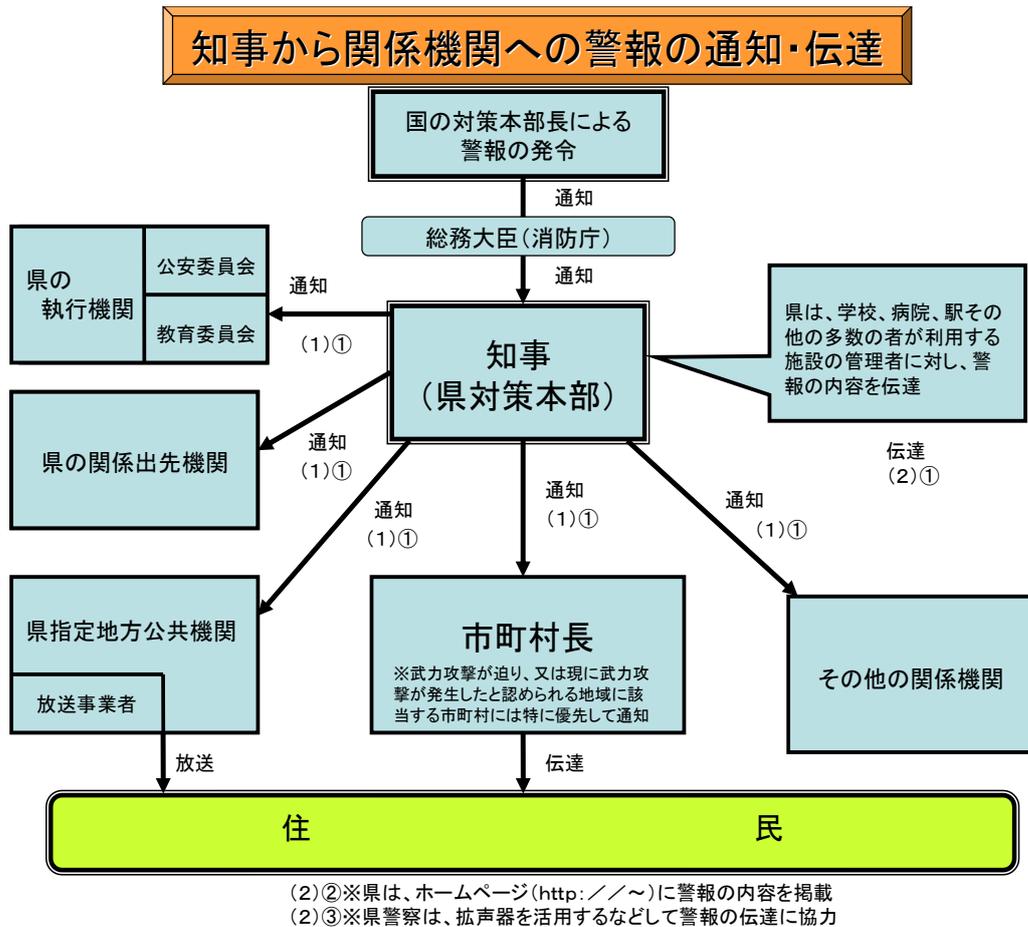
- ① 県は、あらかじめ把握した学校、病院、駅、空港、大規模集客施設その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の内容を伝達するとともに、利用者に対して伝えるよう要請する。
- ② 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ及び富山防災WEB^{*}に警報の内容を掲載する。
県のホームページ（<http://www.pref.toyama.jp/>）
富山防災WEB（<http://www.bousai.pref.toyama.jp/>）

- ③ 県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る。

2 市町村長の警報伝達の基準 (法第47条、第51条)

- (1) 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。
- (2) 警報の伝達方法については、市町村が保有する各種の伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。
- ① 「武力攻撃[※]が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合
- 原則として、同報系防災行政無線[※]で、国が定めたサイレン[※]を最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等[※]において警報が発令された事実等を周知するものとする。
- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合
- ア 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線[※]やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。
- イ なお、このことは、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。
- また、広報車の使用、消防団や自主防災組織[※]による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。
- (3) 市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、避難行動要支援者[※]に対する伝達に配慮するものとする。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態[※]及び武力攻撃事態[※]の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととし、その他は警報の発令・伝達と同様に様々な手段、方法を活用して警報の解除の伝達を行うものとする。
- (5) 市町村は、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）の運用に必要な体制を確保するものとする。

【警報の通知・伝達の流れ】



3 緊急通報の発令

(1) 緊急通報の発令 (法第99条)

① 知事は、武力攻撃災害[※]が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報[※]を発令する。

特に、ゲリラ[※]や特殊部隊[※]による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

② この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

(2) 緊急通報の内容 (法第99条)

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

資料編 (14-4「緊急通報の内容例」)

(3) 緊急通報の通知方法（法第100条）

緊急通報[※]の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知等の方法と同様とする（県が行う通知における通知先に加え、関係指定公共機関[※]にも通知する。）。

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害[※]の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部にその内容を報告する。

(4) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送（法第101条）

放送事業者である指定地方公共機関[※]は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画[※]で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

第2 避難の指示等

県は、武力攻撃事態等における避難の指示等について、以下のとおり定める。

1 避難措置の指示 (法第52条)

知事は、国の対策本部長[※]が避難措置の指示を行ったときは、要避難地域[※]又は避難先地域[※]を管轄するか否かに応じて、次の措置を行う。

(1) 要避難地域又は避難先地域を管轄する場合

- ① 知事は、総務大臣（消防庁）を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受けた場合には、直ちに、その内容を市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関[※]、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。この場合、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

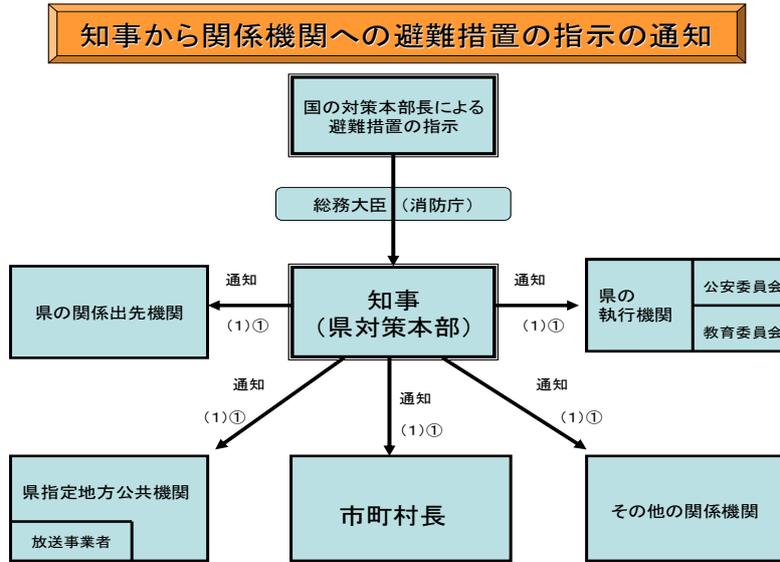
【避難措置の指示の内容】

- ・住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ・住民の避難先となる地域（避難先地域（住民の避難の経路となる地域を含む））
- ・関係機関が講ずべき措置の概要

- ② 知事は、要避難地域を管轄する場合、当該市町村長を経由して、要避難地域の住民に対し、避難の指示を行う。
- ③ 知事は、避難先地域を管轄する場合、避難先地域における避難所の開設や救援の準備等、避難住民の受入れための措置を行う。

(2) 要避難地域及び避難先地域を管轄しない場合

知事は、総務大臣（消防庁）を通じて、他の都道府県に避難措置の指示があった旨の通知を受けた場合には、直ちに、市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。



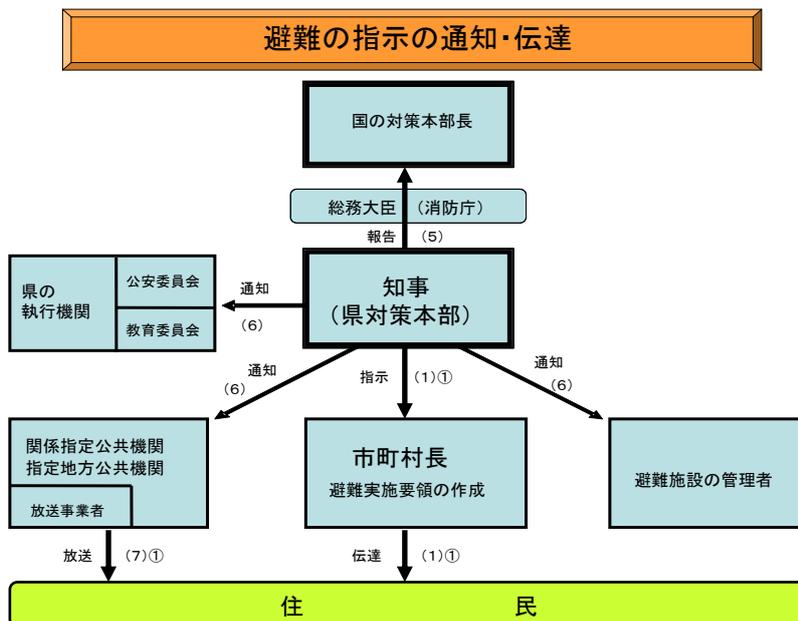
2 避難の指示 (法第54条)

(1) 住民に対する避難の指示

- ① 知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域[※]を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

【避難の指示の内容】

- ・ 要避難地域及び避難先地域
- ・ 関係機関が講ずべき措置の概要
- ・ 主要な避難の経路
- ・ 交通手段
- ・ その他避難の方法



- ② 知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路[※]や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。
- ③ 知事は、県の地理的特性等にかんがみ、要避難地域[※]に近接する地域の住民の避難が必要な場合には、当該住民へも避難を指示する。
- ④ 避難方法
 避難の態様は、武力攻撃事態等[※]の状況や安全に避難を完了するまでの制限時間、被害の状況等に応じ、自宅等の屋内などへの一時避難、避難施設[※]等への避難、さらには県外への避難が考えられる。このため知事は、避難の指示を行う際には、避難の態様に応じた、最も適切な避難方法を指示する。

【具体的な避難の方法】

避難の態様		避難場所	避難方法等	備考
屋内避難	自宅	・自宅	-	事態の推移により、他の安全な地域に避難する場合もありうる
	最寄りの施設 (外出している場合)	・コンクリート造り等の堅ろうな建物 ・地階のある建物	・原則として徒歩、必要に応じ自転車等で避難	〃
避難施設等への避難	近傍の施設への避難が可能な場合	・近傍の避難施設	・原則として徒歩、必要に応じ自転車等で避難 ・避難行動要支援者は、バス、タクシー、公用車により避難	運送事業者である指定公共機関 [※] 等に車両の借り上げを要請
	当該市町村外への避難が必要な場合	・市町村外の避難施設	・一旦、近傍の避難施設等に徒歩、必要に応じ自転車等で集合し、そこからバス、鉄道により避難 ・避難行動要支援者は、バス、タクシー、公用車により避難	〃
県外避難		・県外の避難施設	〃	〃

⑤ 自家用車の使用

住民の避難にあたっての自家用車の使用については、交通渋滞を引き起こす可能性があるため適当ではないが、知事は、下記の場合には、地理的条件や地域の公共交通事情などを勘案し、県警察の意見を聴いた上で自家用車による避難を指示することができるものとする。

- ア 避難行動要支援者を緊急に避難させる必要がある場合
- イ 中山間地域など公共交通機関が限られている地域の住民が避難する場合
- ウ 緊急に避難させる必要があり、かつ相当の距離を移動する必要がある場合
- エ その他、知事がやむを得ないと認める場合

(2) 避難の指示に際しての確認・調整事項

知事は、避難の指示を行うにあたり、事前に次の事項について確認・調整する。

- 要避難地域に該当する市町村毎の避難住民数の把握
 - ・ 関係市町村からの最新の情報の入手
- 避難のための運送手段の調整
 - ・ 運送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法についての調整
 - ・ 県警察との緊急通行車両の確認に係る調整
 - ・ 積雪時において避難経路^{*}や交通手段が限定されること等への留意
- 主要な避難経路や交通規制の調整
 - ・ 県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用等に係る調整
 - ・ 道路の状況に係る道路管理者との調整
- 区域内外の避難施設^{*}の状況の確認
 - ・ 避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択
- 国による支援の確認
 - ・ 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整
 - ・ 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認
 - ・ 防衛大臣への支援要請
- 市町村との役割分担の確認
 - ・ 市町村の誘導能力の把握、市町村の支援要望の聴取、広域的な調整
- 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整
 - ・ 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整
 - ・ 国の対策本部長^{*}による利用指針を踏まえた対応
(必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難の指示の内容の変更等の調整)

【避難の指示の内容（例）】

避難の指示

富山県知事

〇月〇日〇時現在

- 1 本県においては、〇日〇時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、〇時に避難措置の指示があった。
要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。
- 2 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。
 - (1) A市AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、〇日〇時を目途に住人の避難を開始すること（〇〇時間を目途に避難を完了）。
 - ・ 輸送手段及び避難経路
国道〇〇号によりバス（〇〇会社、〇〇台確保の予定）
〇〇駅より〇〇鉄道（〇〇行 〇〇両編成、〇便予定）
※ 〇時から〇時まで、国道〇号及び県道〇号は交通規制（一般車両の通行禁止）
※ 細部については、A市の避難実施要領による。
※ A市職員の誘導に従って避難する。
 - (2) A市CC地区の住民は、B市DD地区を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始すること（〇〇時間を目途に避難を完了）。
 - ・ 輸送手段及び避難経路
徒歩により、緊急にEE地区に移動の後、追って指示を待つ。
・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

※ 関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載するものとする。

(3) 県の区域を越える住民の避難（広域避難）の場合の調整（法第58条、第59条）

- ① 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域[※]」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。
- ア 避難住民数、避難住民の受入予定地域
イ 避難の方法（輸送手段、避難経路[※]）等
- なお、避難先の都道府県知事が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、知事は、「避難先地域」を管轄する知事に対し、国民保護法第13条の規定に基づき、事務の委託を行うものとする。
- ② この場合において、大規模な着上陸侵攻[※]に伴う避難については、避難措置の指示にあたって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。
- ③ 知事は、避難先地域を管轄する知事として、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ県内の市町村と協議を行いつつ、県内の避難施設[※]の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域[※]を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。
- ④ 知事は、県の区域を越える避難を円滑に行うため、国の対策本部長[※]による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずるものとする。なお、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れが的確に実施されるよう勧告が行われた場合は、避難施設を管轄する知事として、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずるものとする。

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置[※]の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による「利用指針」（注）の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

（注）武力攻撃事態等[※]において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」に基づき、特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。）の利用に関し、国の対策本部長が対処基本方針[※]に基づき定めることができる指針をいう。

(5) 避難の指示の国の対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。また、避難の指示を解除したときも同様とする。

(6) 避難の指示の通知及び伝達

避難の指示の関係機関への通知及び伝達の方法については、原則として警報の通知等の方法と同様とする。

避難の指示は、警報における通知先に加え、関係指定公共機関[※]にも通知する。

この場合において、避難先地域[※]を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、優先して通知するとともに、受信確認を行う。

避難先地域の避難施設[※]の管理者に対しては、管理者が避難所の開設を早急に行うことができるよう、避難の指示の内容を通知する。

(7) 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送（法第57条）

① 放送事業者である指定地方公共機関[※]は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画[※]で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。

② 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることにかんがみ、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというものではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

3 避難の指示に際しての留意事項**(1) 避難における地域特性等への配慮****① 石油コンビナート等特別防災区域周辺地域における住民の避難**

知事は、石油コンビナート等特別防災区域[※]で、武力攻撃災害[※]が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、緊急の必要があると認めるときは、周辺の住民に対し退避を指示し、また警戒区域の設定等を行う。この場合において、知事は、直ちに、退避の指示や警戒区域の設定をした地域を管轄する市町村長に、その旨を通知する。

② 積雪期における住民の避難

積雪期において住民を避難させる必要が生じた場合、道路交通について、他の季節に比べより大きな障害、混乱が予想されることから、県は、防災のための対策を踏まえ、各道路管理者と連携し、次のとおり道路交通の確保対策を講じる。

- ・ 富山県除雪情報システムを活用し、県道の効率的な除排雪に努めるとともに、国道、市町村道及び自動車専用道路との整合性のとれた除雪が行われるよう体制を強化する。

③ 大規模集客施設や旅客輸送関連施設における避難

県及び市町村は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に滞在する者等についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう、必要な対策をとるものとする。

(2) 動物の保護等に関する配慮

県は、国が示した「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方」（平成17年環境省自然環境局・農林水産省生産局作成）を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。

- ① 危険動物等の逸走対策
- ② 飼養等されていた家庭動物等の保護等

(3) 武力攻撃の事態等の類型等に応じた避難の指示

① 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻[※]やその前提となる反復した航空機攻撃[※]等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置[※]を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待つことが適当である。

このため、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ア 国の対策本部長[※]による避難措置の指示が行われた場合には、知事は、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域[※]からの避難を迅速に実施する（この場合において移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る）。

イ ゲリラ[※]による急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、知事は、緊急通報[※]の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

ウ 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村と警察、管区海上保安本部等、自衛隊の連携が図られるように広域的見地から市町村長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路[※]等について、迅速に協議を行う。

③ 弾道ミサイルによる攻撃の場合

ア 弾道ミサイル攻撃[※]に伴う警報の発令の場合には、国の対策本部長から当初は屋内避難を内容とする避難措置が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、知事は、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設への避難の指示を行う。

イ 知事は、着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続させるとともに、被害内容が判明後、国の対策本部長からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難の指示を行う。

④ 航空攻撃の場合

ア 攻撃目標を早期に判定することは困難であり、国の対策本部長から当初は攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難を内容とする避難措置を指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、知事は、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設への避難を指示する。

イ 知事は、攻撃直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続させるとともに、被害内容が判明後、国の対策本部長^{*}からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を指示する。

⑤ NBC攻撃の場合

知事は、NBC攻撃^{*}の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行うものとする。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

⑥ 武力攻撃原子力災害の場合

知事は、国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととなるが、事態の状況を見て、屋内避難（コンクリート屋内が望ましい。）又は他の地域への避難の指示を行うものとする。

(4) 本県が被害想定したケースにおける避難の指示

県は、本県の地理的、社会的、経済的な特性を考慮して本県が被害想定した石油コンビナート等破壊のケース（第1編第6章参照）について、次の点に留意して避難の指示を行う。

① 避難対象地域

破壊されたタンク内の物質、貯蔵量や風向、風速等により避難対象地域は異なる。

なお、危険物タンクの全面火災の場合は、放射熱が発生するが、避難対象地域は限られた範囲になると見込まれる。

② 避難先及び避難方法

避難は、屋内避難又は事態の状況に応じて徒歩による避難所への避難が適切である。

ただし、徒歩による避難では時間を要する場合は、自家用車の使用による避難も必要となる。

③ 避難行動要支援者の避難

避難行動要支援者については、緊急に避難する必要があるため、避難方法としては、自家用車の使用による避難又はタクシーによる避難が必要となる。

【危険物タンクの全面火災、漏洩した可燃性ガスの引火によるフラッシュ火災、毒性ガスの漏洩別の避難先、避難方法(一般例)】

区分	避難先	避難方法
危険物タンクの全面火災	避難施設	・徒歩による避難
漏洩した可燃性ガスの引火によるフラッシュ火災	避難施設	・徒歩による避難 ・徒歩による避難の場合は、風向に直角方向へ誘導 ・徒歩による避難では時間を要する場合は自家用車
毒性ガスの漏洩	避難施設	・徒歩による避難 ・徒歩による避難の場合は風向に直角方向へ誘導 ・ガスが拡散、又は、拡散するおそれのある場合は、口をハンカチ等で覆い、吸入を防いで避難する ・徒歩による避難では時間を要する場合は自家用車

4 県による避難住民の誘導の支援等

(1) 市町村長の避難実施要領策定の支援（法第61条）

知事は、市町村長から避難実施要領[※]を策定するにあたって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路[※]等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 市町村長による避難誘導の状況の把握（法第64条）

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町村長からの報告、現地に派遣した県職員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町村からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3) 市町村長による避難住民の誘導の支援や補助（法第67条）

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町村長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整にあたらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

(4) 広域の見地からの市町村長の要請の調整（法第63条）

知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る資源配分について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど市町村長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町村長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

(5) 市町村長への避難誘導に関する指示（法第67条）

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合には、市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われなときは、知事は、市町村長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導にあたらせる。

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合には、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(7) 内閣総理大臣の是正措置に係る対応（法第68条）

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

(8) 避難住民の運送の求めに係る調整（法第71条～第73条）

知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関[※]又は指定地方公共機関[※]に対し、自ら運送の求めを行う。

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示にあたっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃[※]の状況についての必要な情報の提供を行う。

知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長[※]に対し、その旨を通知する。

(9) 指定地方公共機関による運送の実施（法第71条、21条）

運送事業者である指定地方公共機関[※]は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、武力攻撃事態等[※]において、それぞれの国民保護業務計画[※]に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

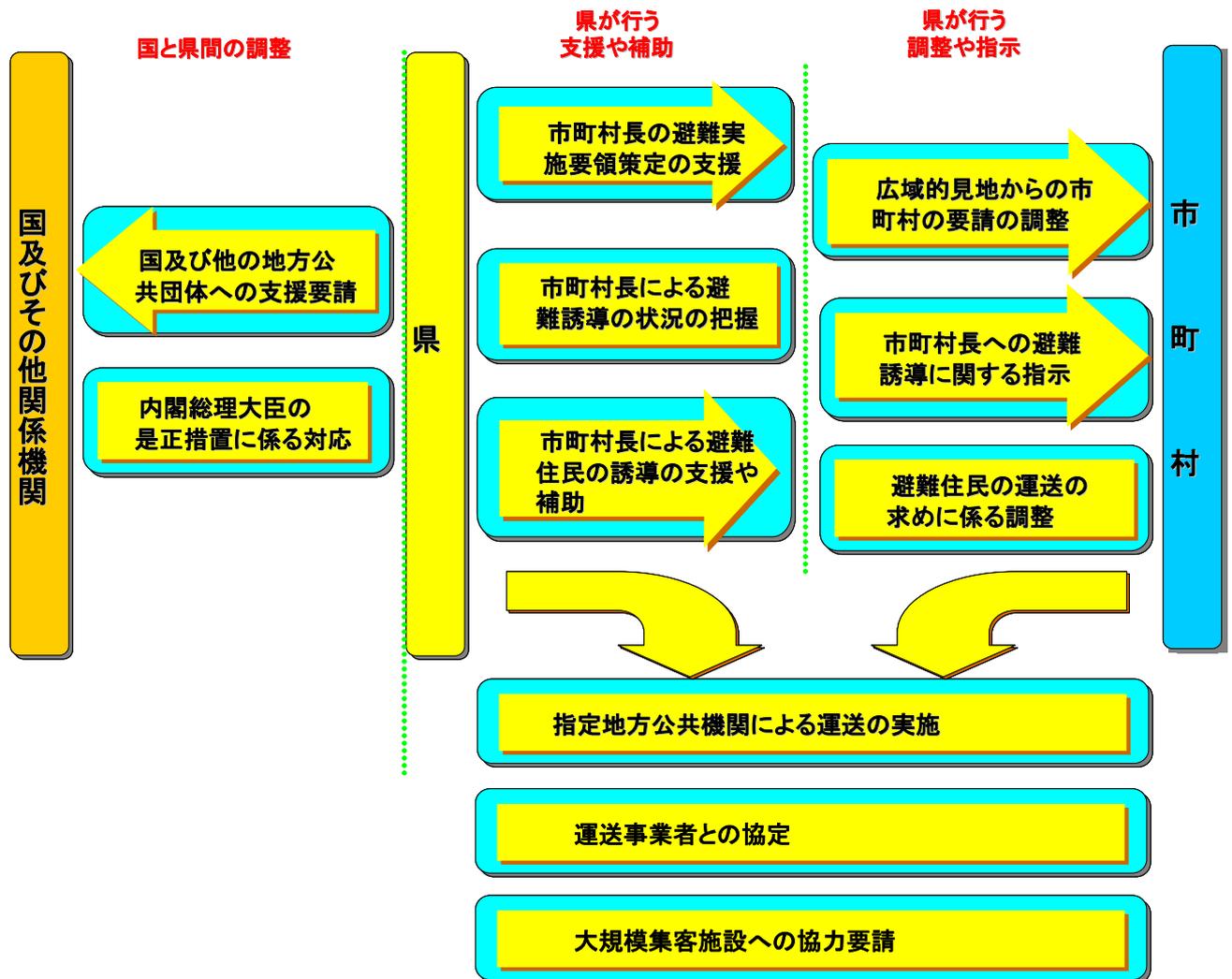
(10) 運送事業者との協定

県は、富山県タクシー協会、富山県個人タクシー協会と協定を締結し、避難住民の運送について協力を求める。

(11) 大規模集客施設への協力要請

県は、武力攻撃事態等において安全が確保されるまでの間、大規模集客施設に当該施設の利用客及び付近の通行人が一時的に留まることができるよう、市町村と連携し、大規模集客施設に対し、協力を要請する。

【県による避難住民の誘導の仕組み】



5 避難実施要領 (法第61条)**(1) 避難実施要領の策定**

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領^{*}のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

【避難実施要領に定める事項】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項**① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位**

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

〔例：A市A1地区1-2、1-3の住民は「A1町内会」、A市A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする。〕

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

〔例：避難先：B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館〕

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

〔例：集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。
集合にあたっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、避難行動要支援者の避難については自動車等の使用を可とする。〕

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

〔例：バスの発車時刻：〇月〇日 15:20、15:40、16:00〕

⑤ 集合にあたっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

〔例：集合にあたっては、高齢者、障害者等避難行動要支援者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。〕

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路[※]等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

例：集合後は、〇〇鉄道〇〇線A A駅より、〇月〇日の15：30より10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

⑦ 市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

例：誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織[※]及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域[※]に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

例：避難誘導要員は、〇月〇日18：00に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。
なお、NBC災害[※]の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

例：緊急連絡先：A市対策本部 TEL 0〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇) 担当〇田×夫

【避難実施要領の例】

避難実施要領

富山県 A 市長
○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

- 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合：A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。
集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合：A市A1地区の住民は、○○鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はAA通りを使用すること。

集合後は、○日○時○分発B市B1駅行きの電車で避難する。B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

船舶の場合：A市1地区の住民は、A市A港に、○日○時○分を目途に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。
集合後は、○日○時○分発B市B1港行きの、○○汽船が所有するフェリー○○号に乗船する。

・・・・以下略・・・・

- (2) A市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

- (1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

- (2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

- (3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導にあたっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものだけとし、身軽に動けるようにする。

- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A市対策本部 担当 △山○男
TEL 0○○-○○○-○○○○ (内線 ○○○○)
FAX 0○○-○○○-○○○○

・・・・以下略・・・・

6 避難所等における安全確保等

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者

に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

第5章 救援

知事は、避難先地域における救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施（法第75条）

(1) 救援の実施

知事は、国の対策本部長[※]による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等[※]に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

- ① 収容施設[※]（応急仮設住宅を含む）の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害[※]を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援に関する基礎資料

知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

資料編（7. 救援に関する資料、8. 医療等に関する資料）

(3) 救援の基準

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

知事は、救援の程度及び基準によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

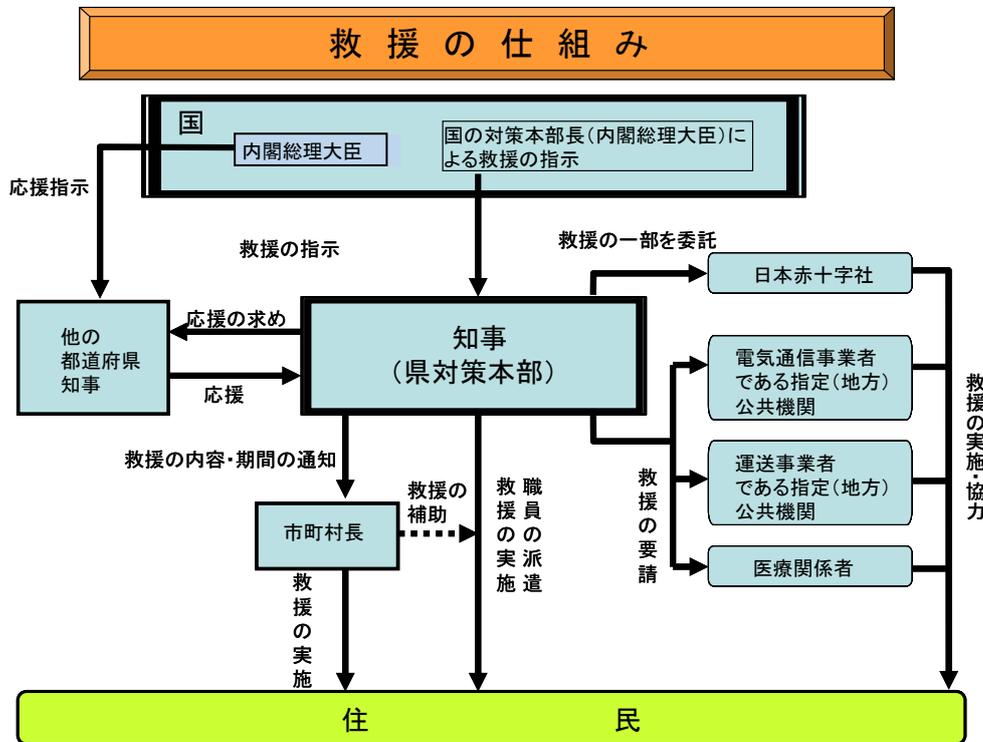
(4) 市町村による救援の実施に係る調整

知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知する。

(5) 避難所等におけるニーズの把握

県は、避難所等への職員の派遣や富山県総合防災情報システム[※]による情報の収集を行うなど、避難所等のニーズを把握する。

【救援の仕組み】



2 関係機関との連携

(1) 国への要請等（法第86条、第87条）

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

(2) 他の都道府県知事に対する応援の求め（法第12条）

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。この場合において、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

(3) 市町村との連携（法第76条）

1(4)において市町村が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町村長は知事の行う救援を補助することとされていることから、県は、市町村と密接に連携する。

(4) 日本赤十字社との連携（法第77条）

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

(5) 緊急物資の運送の求め等（法第79条）

知事が運送事業者である指定公共機関[※]又は指定地方公共機関[※]に対し、緊急物資[※]の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに係る調整に準じて行う（第3編第4章第2の4の(8)）。

(6) 指定地方公共機関による緊急物資の運送

指定地方公共機関による緊急物資の運送については、同機関による避難住民の運送の実施に準じて行う（第3編第4章第2の4の(9)）。

3 救援の実施における留意事項**(1) 避難所の供与**

県は、避難住民等[※]を収容する施設として、次のとおり避難所を開設する。なお、避難行動要支援者の救援の実施に際し、富山県災害時要援護者支援ガイドライン[※]に基づき、適切に支援を実施できるよう十分配慮する。

① 収容予定者数等の把握

県は、市町村と協力して、避難住民等の人数、世帯数及び高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の数等の把握に努める。

② 避難所の開設

県は、①で把握した情報に基づき、あらかじめ指定した避難施設[※]その他の適切な場所に避難所を開設し、避難住民等を収容する。

また、避難行動要支援者に配慮して、旅館やホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努める。

③ 避難所の管理運営

県は、仮設トイレを早期に設置するなど、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、プライバシーの確保、男女のニーズの違いなど男女双方の視点等に配慮する。

(2) 応急仮設住宅の供与

県は、武力攻撃災害[※]により住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では居住する住宅を確保できない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たな被害を受けるおそれなくなった後、次のとおり応急仮設住宅を供与する。

① 計画的供給

県は、応急仮設住宅の供与を希望する者の申請に基づき、市町村と協力して、

要件に該当する者であることを確認したうえで、これらの者に対し、応急仮設住宅を計画的に供給する。

② 構造、規模、費用等の決定等

県は、供与する応急仮設住宅について、「救援の程度及び基準」に従い、必要に応じて国と協議のうえ、適切な構造、規模、費用等を決定し、設計・施工を発注し、必要な工事検査等を行う。

③ 応急仮設住宅の維持管理

県は、応急仮設住宅を設置した場合において、適切な維持管理を行う。

(3) 飲料水及び食品の給与

県は、避難所に収容された者、武力攻撃災害[※]により住家に被害を受けた者及び避難の指示に基づき、又は武力攻撃災害により避難する必要のある者に対して、次のとおり飲料水及び食品の現物を給与する。

① 飲料水の給与

県は、災害時厚生センター活動マニュアルに基づき、市町村の水道事業者の応急給水についての指示及び連絡調整を行うとともに、応急給水用飲料水の衛生指導を行う。また、県営水道について、応急飲料水の確保に努めるほか、消融雪用井戸の予備水源等の活用を図る。

② 食品の給与

ア 県は、市町村と連携し、避難住民の数等を把握し、食品の必要量の見積もりを行う。

イ 県は、アで把握した見積りに基づき、防災における調達方法を参考に、備蓄物資や義援物資を活用し、また、物資の所有者から売渡しを受けるなど、関係機関と連携して必要な物資を調達する。

ウ 県は、アで把握した情報に基づき、調達した物資の適切な配分に努める。

エ 県は、運送事業者である指定公共機関[※]及び指定地方公共機関[※]に物資の運送を要請し、輸送車両に対して、緊急通行車両の証明書を発行するなどして、必要な運送を行う。

オ 県は、市町村と協力して、必要な人員、資材を手配し、炊き出しその他の方法により、避難住民等[※]が直ちに食することができる食品の現物を給与する。

(4) 生活必需品の給与又は貸与

県は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により生活に必要な生活必需品を喪失又は損傷し、日常生活を営むことが困難な者に対し、次のとおり生活必需品を給与又は貸与する。

① 県は、市町村と連携し、避難住民の数等を把握し、生活必需品の必要量の見積もりを行う。

② 県は、①で把握した見積りに基づき、防災における調達方法を参考に、備蓄物資や義援物資を活用し、また、物資の所有者から売渡しを受けるなど、関係機関

と連携して必要な物資を調達する。

- ③ 県は、①で把握した情報に基づき、調達した物資の適切な配分に努める。
- ④ 県は、運送事業者である指定公共機関[※]及び指定地方公共機関[※]に物資の運送を要請し、輸送車両に対して、緊急通行車両の証明書を発行するなどして、必要な運送を行う。
- ⑤ 県は、市町村と協力して、必要な人員、資材を手配し、被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

(5) 医療の提供及び助産

県は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害[※]により医療及び助産を受けられなくなった者に対し、応急的な処置として、医療の提供を行う。

① 医療救護所の設置

- ア 県は、多数の傷病者が発生している場合や避難住民等[※]に十分な医療が提供できない場合等に、医療救護所を設置する。
- イ 県は、県立中央病院において、医療救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）を編成し、医療救護所に派遣する。
- ウ 県は、必要に応じ、地域防災計画[※]に準じ、公的病院や民間医療機関に医療救護班の派遣を要請する。

② 医療機関による医療救護活動

- ア 災害拠点病院（県立中央病院、富山大学附属病院、黒部市民病院、富山市民病院、富山赤十字病院、高岡市民病院、市立砺波総合病院）をはじめとする医療機関は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し、地域における医療救護活動に努めるものとする。また、国立病院機構及び日本赤十字社は、国立病院機構病院、日赤病院等において医療救護活動を行うものとする。
- イ 県は、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報を、救急医療情報システムによりリアルタイムに収集・交換することにより、効果的な医療救護活動を確保し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求める。
- ウ 県は、必要に応じ、国、国立病院機構及び日本赤十字社に被災地・避難先地域[※]以外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

③ 保健師等による健康管理

県は、県が作成した「災害時厚生センター活動マニュアル」、「災害時の保健活動マニュアル」に基づき、保健師等により、避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。

④ 医薬品等の供給

県は、地域防災計画に準じ、緊急用医薬品等を速やかに供給する。不足する場合は、医薬品、薬業関係団体の協力を得て調達し、供給する。

(6) 被災者の捜索及び救出

県は、被災情報や安否情報に基づき、関係機関と連携し情報の収集に努めるとともに、武力攻撃災害により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者について、県警察、消防機関、自衛隊、管区海上保安本部等の関係機関と連携し、捜索及び救出活動を行う。

(7) 埋葬及び火葬

県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。また、県警察及び管区海上保安本部等との連携により、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

(8) 電話その他の通信設備の提供

県は、収容施設[※]で保有する電話その他の通信設備等の状況を把握するとともに、電気通信事業者である指定公共機関[※]の協力を得て、避難住民等[※]に対する電話、ファクシミリ、インターネット端末等の通信手段の確保を図る。

(9) 住宅の応急修理

県は、武力攻撃災害[※]により住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をできない者に対し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たな被害を受けるおそれなくなった後、居住に必要最小限度の部分について計画的に応急修理を行う。

(10) 学用品の給与

県は、市町村と連携し、教科書、文房具及び通学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制及び通信制を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制及び通信制を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。)に対し、被害の実情に応じ、教科書、文房具及び通学用品を給与する。

なお、給与対象となる児童・生徒の数及び品目の把握については、県及び県教育委員会が市町村教育委員会等と協力して各学校を通じて行うものとし、給与についても同様とする。

(11) 死体の捜索及び処理

県は、武力攻撃事態等[※]において死亡者が発生したときは、市町村、県警察、消防、管区海上保安本部等、自衛隊等の関係機関と連携しながら、死体の捜索、処理を実施する。

① 死体の搜索

県は、県警察等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃[※]により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害[※]により、現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定される者を搜索する。

② 死体の処理

ア 県は、死体収容・安置施設を開設する。また、搜索により収容された死体をその死体収容・安置施設へ搬送する。

イ 県は、市町村と連携し、また、県警察並びに地元自治会及び町内会等の協力を得て、死体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

ウ 県警察は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった死体を遺族又は関係者に引渡し、身元が確認できない死体を市町村に引渡すものとする。また県は、検案終了後に必要に応じて死体の洗淨、縫合、消毒等の措置を行う。

(12) 住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

県は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して除去を実施する。

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

県は、核攻撃等又は生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、次に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

(1) 核攻撃等の場合の医療活動

① 県は、国から要請があった場合、救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなどの防護措置を講じた上で、緊急被ばく医療活動を行う。

② 内閣総理大臣により緊急被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージ[※]や汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

① 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の枠組みに従い、必要に応じて感染症指定医療機関等への患者の移送及び入院措置を行う。また、医療関係者に対してワクチン接種を行うなどの防護措置を講ずる。

② 国からの協力要請に応じて、国等の支援のもとに救護班を編成し、医療活動を行うよう努める。

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

国からの協力要請に応じて、国等の支援のもとに救護班を編成し、医療活動を実施する。

5 救援の際の物資の売渡し要請等（法第81条、第82条、第83条、第84条、第85条）**(1) 救援の際の物資の売渡し要請等**

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法[※]の規定に基づき、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることができる。

なお、②～④の措置については、それぞれ公用令書を交付して実施する。

- ① 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- ② 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用
- ③ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- ④ 収容施設[※]や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- ⑤ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- ⑥ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査
- ⑦ 医療の要請及び指示

資料編（14-7「公用令書様式」）

(2) 指定行政機関の長等への要請

知事は、県内では当該特定物資が十分に確保することができないような状況で、必要と認めるときは、特定物資の売渡し要請、収用、保管命令に関し、指定行政機関[※]の長又は指定地方行政機関[※]の長に対し要請する。

(3) 医療の要請等に従事する者の安全確保（法第85条）

県は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

県は、安否情報の収集及び提供を行うにあたっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、必要な事項を以下のとおり定める。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集（法第94条）

県は、開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

(2) 県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

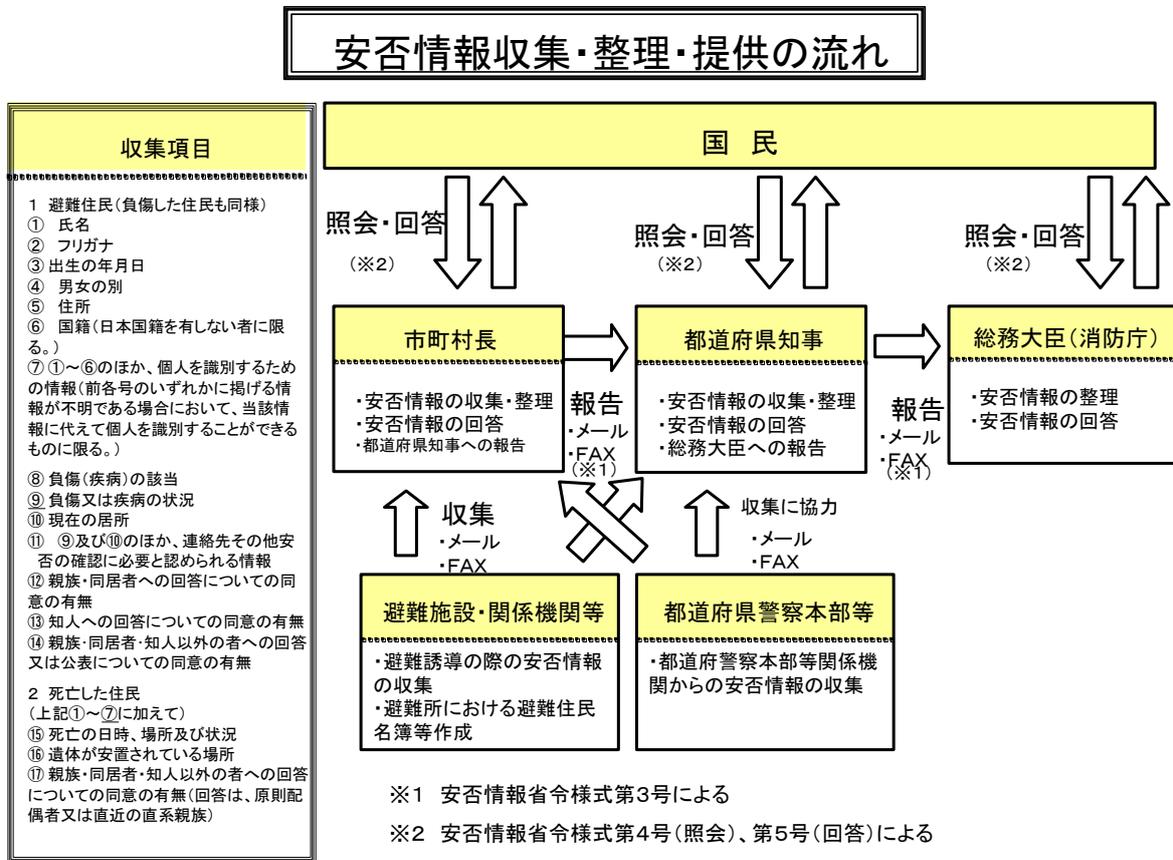
(3) 安否情報収集の協力要請

県は、安否情報を保有する指定公共機関[※]、指定地方公共機関[※]並びに医療機関、諸学校、大規模事業所等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものとし、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(4) 安否情報の整理

県は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

【安否情報の収集・整理及び提供の流れ】



2 総務大臣に対する報告 (法第94条)

県は、総務大臣(消防庁)への報告にあたっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を安否情報システムを利用して報告し、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、電子メールで消防庁に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法などで報告を行う。

【様式第3号(前掲)】→資料編(14-1「安否情報報告書様式」)

3 安否情報の照会に対する回答 (法第95条)

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 県は、安否情報の照会窓口、電話及びファクシミリ番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置後直ちに住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する照会窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

【様式第4号】 → 資料編（14-2「安否情報照会書様式」）

(2) 安否情報の回答

- ① 県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害^{*}により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【様式第5号】 → 資料編（14-3「安否情報回答書様式」）

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力（法第96条）

県は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。また、市町村も同様に対応するものとする。

当該安否情報の提供にあたっては、3(2)及び(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 市町村による安否情報の収集及び提供の基準（法第94条）

(1) 市町村による安否情報の収集

市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等^{*}から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市町村は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(2) 市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答

市町村による安否情報の県への報告や照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

県は、武力攻撃災害への対処を行うにあたり、その基本的な考え方を以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処 (法第97条)

知事は、国の対策本部長[※]から武力攻撃災害[※]への対処について、所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

2 国の対策本部長への措置要請

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃[※]により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃[※]による災害が発生し、国民保護措置[※]を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

3 対処にあたる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

4 武力攻撃災害の兆候の通報 (法第98条)

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防等の損壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村長、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

第2 国民生活に関わる重要施設の安全確保

県は、生活関連等施設の安全確保に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保 (法第102条)

(1) 生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設[※]の管理者との連絡体制を確保する。

県は、県内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、伏木海上保安部と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

さらに、国が定める安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

(2) 施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害[※]の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該施設の管理者に対して安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 県が管理する施設の安全の確保

知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、知事は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要に応じ、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(4) 立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は伏木海上保安部長に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、ダム、大規模な危険物質等[※]取扱所等については、速やかに

要請するものとし、発電所、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性がある判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設[※]の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。この場合において、県公安委員会は、その旨を速やかに当該施設の管理者に通知するとともに、県の公報への掲載、報道発表等により、住民に周知させるものとする。

なお、伏木海上保安部長も同様に立入制限区域を指定することができ、その場合、現場において同様の措置をとることとされている。

(5) 国の対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害[※]が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国の対策本部長[※]に対して、必要な措置の実施を要請する。

このため、知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握する。

(6) 国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 (法第103条)

(1) 危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等[※]の取扱者に対し、次の①から③の措置を講ずべきことを命ずる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

【既存の法令に基づく措置と①から③の措置との対応関係】

→ 資料編 (9-1 「危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧」)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等[※]の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止 (法第104条)

県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害[※]の対処については、石油コンビナート等災害防止法[※]の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とし、富山県石油コンビナート等防災計画[※]に基づき情報収集連絡体制の確立、石油コンビナート等現地防災本部の設置等必要な体制を確保する。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設[※]に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第3 NBC攻撃による災害及び武力攻撃原子力災害への対処

県は、NBC攻撃による災害及び武力攻撃原子力災害に対処するため、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 NBC攻撃による災害への対処（法第107条）

県は、NBC攻撃[※]による汚染が生じた場合の対処について、対処基本方針[※]を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置[※]を以下のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

知事は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報[※]を発令するとともに、退避を指示する。また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。この場合において、汚染拡大防止を迅速に行うため、市町村、消防機関、県警察に必要な協力を要請する。

(3) 関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、厚生センターを通じて富山県衛生研究所、医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応するよう努める。

(4) 汚染原因に応じた対応

県は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃※により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

① 核攻撃等（ダーティボム※を含む）の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

県は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

県は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、厚生センターにおいては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、富山県衛生研究所は、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

③ 化学剤による攻撃の場合

県は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染※等に資する情報収集を行う。

(5) 汚染の拡大を防止するための措置（法第108、第109条）

内閣総理大臣の要請を受けた知事及び同知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施にあたり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる措置を講ずる。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

2 武力攻撃原子力災害への対処 (法第105条)

県は、原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 富山県地域防災計画（原子力災害編）等に準じた措置の実施

県は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、富山県地域防災計画（原子力災害編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、周辺市町村及び指定地方公共機関に連絡する。
- ② 知事は、モニタリングポストによる把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者はその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会に通報するとともに、その受信確認を行う。
- ③ 知事は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ④ 知事は、国の対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、市町村長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。

(3) モニタリングの実施

県は、モニタリングの実施について、状況に応じ、富山県地域防災計画（原子力災害編）の定め例により行うものとする。

(4) 住民の避難等の措置

- ① 知事は、国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対して避難を指示する。
この場合において、「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。
- ② 知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、避難の指示などの応急措置を講ずる。

- ③ 県は、住民の避難について、状況に応じ、富山県地域防災計画（原子力災害編）の定め例により行うものとする。

(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 県は、国の現地対策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び避難の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。

(6) 国への措置命令の要請等

知事は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

(7) 安定ヨウ素剤の服用

武力攻撃原子力災害の発生により放射性ヨウ素の放出もしくはその可能性がある場合、県は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、富山県地域防災計画（原子力災害編）の定め例により行うものとする。

(8) スクリーニング及び除染の実施

県は、避難の際の住民等に対するスクリーニング及び除染の実施については、富山県地域防災計画（原子力災害編）の定め例により行うものとする。

(9) 飲食物の摂取制限等

県は、飲食物の摂取制限等の措置については、富山県地域防災計画（原子力災害編）の定め例により行うものとする。

(10) 要員の安全の確保

県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な情報収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全対策に配慮する。

第4 応急措置等

県は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示 (法第112条)

(1) 退避の指示

知事は、武力攻撃災害[※]が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。この場合において必要があると認めるときは、退避先を指示する。

【退避の指示(例)】

- ・ 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- ・ 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△(一時)避難場所へ退避すること。

(2) 退避の指示の留意事項

住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃[※]と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラ[※]や特殊部隊[※]が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置

- ① 県は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施するものとし、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。
- ② 県は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町村長、その他関係機関に速やかに通知する。
- ③ 当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。
- ④ 県は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長[※]による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4) 警察官による退避の指示

警察官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。

2 警戒区域の設定（法第114条）**(1) 警戒区域の設定**

知事は、武力攻撃災害[※]が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

- ① 警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。
- ② 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。
- ③ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

(3) 警戒区域設定に伴う措置

- ① 知事は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知する。
- ② 当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。
- ③ 知事は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長[※]の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4) 警察官等による警戒区域の設定等

- ① 警察官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。
- ② 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

3 事前措置（法第111条）**(1) 知事の事前措置**

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、

武力攻撃災害[※]を拡大させるおそれがある設備や物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示することができる。

この場合、知事は、直ちにその旨を市町村長に通知する。

(2) 警察署長による事前措置

警察署長は、知事又は市町村長から要請があったときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示することができる。

この場合、警察署長は、直ちにその旨を市町村長に通知する。

4 応急公用負担等 (法第113条)

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防に関する措置等 (法第113条)

(1) 消防に関する措置等

① 消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、県は、消防機関と緊密な連携を図る。

② 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

(2) 消防等に関する指示 (法第117条～法121条)

① 市町村長に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

この場合において、知事は、その対処にあたる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

また、知事は、武力攻撃災害[※]を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

② 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、県内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援（緊急消防援助隊[※]を含む）等の要請を行う。

③ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、本県が被災していない場合において、消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けたときは、必要に応じ、自ら県内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

第8章 被災情報の収集及び報告

県は、被災情報を収集するとともに、国の対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集及び報告（法第126条、第127条）

- ① 県は、電話、防災行政無線[※]をはじめ、富山県総合防災情報システム[※]、ヘリコプターテレビ電送システム[※]、衛星携帯電話[※]等の手段により、武力攻撃災害[※]が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集にあたらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

- ② 県は、被災情報の収集にあたっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。

- ③ 県は、自ら収集（現地への職員派遣を含む）し、又は市町村及び指定地方公共機関[※]から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、ファクシミリ等により直ちに消防庁に報告する。

- ④ 県は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町村に報告を求めることとし、収集した情報について被災情報の報告様式に従い、電子メール、ファクシミリ等により消防庁が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。

【被災情報の報告様式（前掲）】→資料編（14-5「被災情報報告書様式」）

- ⑤ 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び中部管区警察局に速やかに連絡する。

(2) 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等（法第126条、第127条）

市町村は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関[※]は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置[※]に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

県は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

県は、避難先地域[※]における避難住民等[※]についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画[※]、災害時厚生センター活動マニュアルに準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。また、被災地域が広域となる場合、市町村、厚生労働省と連携し、他市町村、他県からの応援を要請する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

避難が長期化する場合は、特に被災者の心のケアやエコノミークラス症候群[※]の予防に留意する。

また、在宅人工呼吸器装着者や人工透析等の治療を受けている患者の受療状況を把握し、必要に応じて、市町村、消防署、電力会社等の関係機関と連携し、生命保持に努める。

(2) 防疫対策

県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

感染症発生動向調査システムにより、県内の感染症発生状況等を把握するとともに、第一種、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の状況を把握する。

(3) 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品衛生関係団体と連携し、また、食品衛生指導班等を編成して、飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士会等の関係団体と連携し

て栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

(5) 動物関係対策

飼育者や住民から逸走通報の受付を行い、動物の保護を行う。

また、避難所及び仮設住宅における動物の飼育者への支援を行うとともに、一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預かりを行うため、県関係機関、市町村に協力を要請する。

2 廃棄物の処理 (法第124条)

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 県は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。
- ② 県は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。
- ③ 県は、平素から既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害^{*}時に予想される大量の廃棄物を処理するにあたり委託可能な特例業者の把握に努める。

(2) 廃棄物処理対策

県は、地域防災計画^{*}の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理が円滑を行える体制をとる。

- ① 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を求め、必要な支援活動の調整を行う。
- ② 県は、被害状況から判断して県内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援を求める。

資料編（10-1「ごみ処理施設一覧」）

3 文化財の保護 (法第125条)

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- ② また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

- ① 県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行にあたる。
- ② この場合において、県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行にあたる時は、その身分を証明する証票（国民保護法^{*}第 125 条第 6 項において準用する文化財保護法第 39 条による証票）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第10章 交通規制 (法第155条)

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等[※]において、国民保護措置[※]が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

緊急交通路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、交通規制を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

(4) 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(5) 緊急交通路確保のための権限等

① 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

② 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

③ 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者

等に対し車両移動等の措置命令を行う。

④ 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(6) 関係機関等との連携

県警察は、交通規制にあたっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第11章 国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等において、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定 (法第129条)

- (1) 県は、武力攻撃事態等[※]において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。
- ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。
 - ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置する。
- (2) 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。
- ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、県内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

 - ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）
 - イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）
 - ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）
 - エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）
 - オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）
 - ② 国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格

の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、県内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）
- イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）
- ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

③ 物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。

- ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）
- イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等^{*}が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等（法第162条）

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに県税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

県は、富山労働局と連携し、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生

労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等[※]、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害[※]により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするにあたり必要となる資金については、自然災害時の制度等に準じ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を行うとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保 (法第134～137条)

(1) 県による生活基盤等の確保

- ① 水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県は、消毒その他衛生上の措置、水源汚染に伴う送水停止等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ② 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である県は、当該施設の機能が十分に発揮されるよう、施設の状況確認、安全の確保等を行い、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理する。

(2) 指定地方公共機関等による生活基盤等の確保

- ① ガス事業者である指定地方公共機関[※]は、それぞれの国民保護業務計画[※]で定めるところにより、関係職員の参集、ガスの供給支障の予防に必要な措置、関係機関との連絡体制の確立等、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。
- ② 水道事業者及び工業用水道事業者である市町村は、それぞれの国民保護計画[※]で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。
- ③ 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、旅客施設における案内放送、旅客誘導等による秩序の維持等、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとする。
- ④ 医療関係機関である指定地方公共機関は、国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとする。
- ⑤ 河川管理施設、道路の管理者である指定地方公共機関は、国民保護業務計画に定めるところにより、河川管理施設、道路を適切に管理することとする。

第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等（法第157条）

① 標章

第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーヴ諸条約[※]の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条（1）に規定される特殊標章[※]（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）。

（注）ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

② 信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）。

③ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

④ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。



（白地に赤十字）

<small>（この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白）</small>	
身分証明書 IDENTITY CARD	
自衛隊の衛生要員等以外の 常時の 医療関係者用 PERMANENT 臨時の for civilian medical personnel TEMPORARY	
氏名/Name -----	
生年月日/Date of birth -----	
<small>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</small>	

交付等の年月日/Date of issue -----	証明書番号/No. of card -----
許可権者の署名/Signature of issuing authority -----	
有効期間の満了日/Date of expiry -----	

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	頭髪の色/Hair -----
<small>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</small> 血液型/Blood type ----- ----- -----		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印/Stamp -----		所持者の署名/Signature of holder -----

（自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等 (法第158条)

① 特殊標章

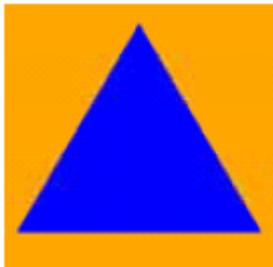
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章※(オレンジ色地に青の正三角形)。

② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり)。

③ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等。



(オレンジ色地に青の正三角形)

(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	
氏名/Name _____	
生年月日/Date of birth _____	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書1)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as	
交付等の年月日/Date of issue _____	証明書番号/No. of card _____
許可権者の署名/Signature of issuing authority	
有効期間の満了日/Date of expiry _____	

身長/Height _____	目の色/Eyes _____	髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
指紋型/Fingerprint _____		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

2 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

(1) 赤十字標章等の交付及び管理

① 知事は、国の定める赤十字標章※等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

ア 避難住民等※の救援を行う医療機関又は医療関係者

イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者
(ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む)

② 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

ア 医療機関である指定地方公共機関※

イ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

(2) 特殊標章等の交付及び管理

- ① 知事又は県警察本部長は、国の定める特殊標章[※]等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。
- ア 知事
- ・ 国民保護措置[※]に係る職務を行う県の職員
 - ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- イ 県警察本部長
- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
 - ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ② 知事は、指定地方公共機関[※]から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

3 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーブ諸条約[※]及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等[※]における標章等の使用の意義及びそれを使用するにあたっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧（法第139条）

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県は、武力攻撃災害[※]が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線[※]等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、県は、総務省にその状況を連絡する。

(3) 国に対する支援要請（法第140条）

県は、応急の復旧のための措置を講ずるにあたり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援（法第140条）

県は、水道、ガス等のライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関[※]から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害[※]による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、空港施設及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、地域防災計画[※]に準じ、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧（法第141条）

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害[※]が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

(2) 県が管理する施設及び設備の復旧

県は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

県が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 (法第164、168条)

(1) 国に対する負担金の請求方法

県は、国民保護措置[※]の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法[※]により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等[※]において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償 (法第159条)

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償 (法第159条)

県は、知事が国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償 (法第160条)

県は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん (法第161条)

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関[※]若しくは指定地方公共機関[※]に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長[※]

の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市町村が国民保護措置[※]の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画[※]に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

国民保護法[※]に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態 (法第183条)

県国民保護計画[※]が対象として想定する緊急対処事態[※]については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等[※]におけるゲリラ[※]や特殊部隊[※]による攻撃等と類似の事態が想定されるため、県は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置[※]の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

その際、語句を次のように読み替えるものとする。

武力攻撃事態等	→	緊急対処事態
国民保護措置	→	緊急対処保護措置
富山県国民保護対策本部	→	富山県緊急対処事態対策本部
武力攻撃 [※]	→	緊急対処事態における攻撃
武力攻撃災害	→	緊急対処事態における災害 [※]

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長[※]により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関[※]等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。